

令和2年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

令和2年12月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年12月1日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 議案第69号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第70号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第71号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第72号 玉村町後期高齢者医療に関する条例及び玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 玉村町道路構造条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 玉村町育英基金条例及び玉村町育英金支給条例の廃止について
- 日程第13 議案第76号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第14 議案第77号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第78号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第79号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第80号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第81号 第6次玉村町総合計画基本構想の策定について
- 日程第19 議案第82号 指定管理者の指定について（道の駅玉村宿）
- 日程第20 議案第83号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）
- 日程第21 議案第84号 指定管理者の指定について（総合運動公園及び東部工業団地内運動公園、玉村グラウンドゴルフ場）
- 日程第22 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

欠席議員（1人）

5番	渡邊俊彦君
----	-------

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

5番渡邊俊彦議員は、本定例会は欠席です。

令和2年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、一向に終息の兆しが見えません。感染予防のため、新しい生活様式を実践する中、年末を控え、公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。一日も早く感染症の終息を願うところであります。

さて、今定例会には、新規条例の制定や条例の一部改正、あるいは令和2年度の一般会計や特別会計の補正予算、さらには第6次玉村町総合計画基本構想、指定管理者の指定など重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な審議結果が得られるよう願うものであります。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増し、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの流行も予想されることから、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。令和2年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月24日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月9日までの9日間といたします。

今定例会には、陳情1件、町長から提案される議案として16議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

次に、議案第69号から議案第75号までについてそれぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第76号から議案第80号までの補正予算に関する5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第81号から議案第84号までについてそれぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目、と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理のため休会とします。

日程9日目は、最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告

があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和2年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月9日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月9日までの9日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） おはようございます。では、これから総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和2年10月13日火曜日、午後1時から午後2時半。

場所、全員協議会室。

本委員会は、10月13日、委員全員の参加の下、所管する上下水道課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、水道事業の現状と課題について（上下水道課）。

調査経過、上下水道課からの説明。1、水道の変遷。玉村町の水道事業は、昭和49年度に計画給水人口1万5,000人、計画1日最大給水量6,000立方メートルに創設認可を受けた。平成5年度に第3次拡張事業として、給水人口、給水量の増加が見込まれ、計画給水人口4万2,000人、計画1日最大給水量を2万8,400立方メートルの許可を受け、現在に至っています。

続きまして、水道事業の現状の報告。さらに、続きまして3の需要予測、4、水道施設の現状、5、水道施設の課題、6、水道施設の事業計画、7、水道事業の課題の説明を受けました。これらの説明を聞き、結果を考察に記載しました。考察の欄を見ていただきます。では、考察のほうを読み上げま

す。

考察。今回水道事業の現状と課題について上下水道課から説明を受けた。玉村町の水道事業は、類似規模の団体と比較し、経常収支比率や料金回収率は高く、近年の経営状態は良好である。また、給水原価も低く、水道料金は経営効率化に努め、15年間据え置いている。しかし、幾つか大きな問題があることが分かった。

第1は、老朽化と耐震基準未達の問題である。玉村町の浄水場は、運用開始から44年が経過し、管理棟、ろ過池、配水池等の設備が老朽化し、更新時期が近づいている。また、耐震性能も不足及び基準を満たしていない。水道施設の耐震化率を見ると全国平均を大きく下回っており、早急な対策が必要となっている。

第2は、給水量の減少である。玉村町は、平成5年度に第3次拡張事業として計画給水人口4万2,000人、1日の最大給水量を2万8,400立方メートルの許可を受け、現在に至っているが、平成23年の1万7,227立方メートルをピークに減少し、令和元年には1万6,000立方メートルを切り、今から10年後の2030年には1万3,000立方メートル、15年後には1万2,000立方メートルを下回る予想となっている。理由は、人口の減少と節水型機器の普及等によるものだが、今後の水需要の動向を考慮すると、設備規模の見直しが必要になってくる。また、水道料収入減少により事業運営に厳しさが予想される。

第3は、企業債の償還の件である。ここ数年、施設整備の財源として企業債の借入に依存してきたことから、借入金残高は令和2年3月末時点で約20億円になっている。企業債残高対給水収益比率は類似団体を上回ってきており、今後は借入に依存してきた経営体質を改める必要がある。

上記3項目の問題を解決するため、浄水場施設全体更新に向けた具体的施策を多面的に検討した玉村町浄水場更新基本構想・基本設計の作成を急ぐことが望まれる。また、投資計画、財源見通し、その他経費を含めた上での収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である投資・財政計画の作成に取り組み、将来にわたって安定的に事業を継続できるよう努められたい。以上、所管事務調査といたします。

以上で調査報告を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 原 利幸君登壇〕

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和2年10月23日金曜日、午後1時半から午後3時5分。

場所は、全員協議会室です。

本委員会は、10月23日、委員参加の下、所管する健康福祉課の当面の課題について調査しましたので、報告します。

調査項目、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染予防対策について（健康福祉課）。

調査経過、健康福祉課からの説明。ちょっと大事なことです、はしょらずに全文読み上げさせていただきます。新型コロナウイルス感染予防対策、まず国の取組として、4月、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発し、人との接触機会を極力8割程度削減することを呼びかけた。それにより感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響が生じています。現在までの感染事例を踏まえると、一般に3密な状況や声を上げる環境で感染することが多く、感染者のうち8割は他の人に感染させていない状況が見られます。このことから、クラスターの制御が感染拡大防止には重要だと国は示しています。

また、感染者のうち8割は軽症または無症状のまま治癒するが、2割は肺炎症状が悪化し、人工呼吸器が必要となるのはその中の5%程度とされています。一方、若年者では重症化の割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する人の中で重症化リスクが高いことが分かっています。これまで得られた新たな知見等を踏まえて、ハイリスクの場所やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能と考えられている。

こうした考えの下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある人への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重傷者に重点化する。また、今後は季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制や医療提供体制を確保、拡充する必要性が高い状況となっています。このため、感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつけ、取組を実施する。

国は、今後の取組として大きな7つの柱を挙げている。後ろのほうに資料として別紙がついておりますが、8月28日に発表されたものです。1、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し。2、検査体制の抜本的な拡充。3、医療提供体制の確保。4、治療薬、ワクチンの整備。5、保健所体制の整備。6、感染症危機管理体制の整備。7、国際的な人の往来に係る検査能力体制の拡充。詳しくは資料のほうを御覧ください。

次に、陽性者発生検査状況、玉村町を取り巻く状況です。陽性者については、伊勢崎保健所管内で、3月28日に町内福祉事務所から発生し、4月には伊勢崎市内の福祉施設でクラスターが起きている。その後、4月下旬から7月上旬頃までは落ち着いていましたが、7月下旬頃から感染者が増加しました。10月18日現在、伊勢崎保健所管内では216名の陽性者が出ており、県内の陽性者のうち、27%が伊勢崎保健所管内で発生しています。県全体では、10月18日現在774名と報告されており、そのうち患者の入院状況は確保病床305床のうち30床が入院中で、軽症者や症状がない方用の宿泊療養分として確保している150室のうち5室が使用されています。

PCR検査については、10月17日現在、累計で2万6,175件と報告されています。この検

査数の中には、抗原検査数や医療機関での検査数、民間検査機関や県衛生環境研究所分が含まれています。

次に、医療提供体制の確保。県では、地域の医療提供体制を維持、確保するための取組支援を進めています。多数の発熱患者の発生が想定される季節性インフルエンザの流行期に備え、発熱患者が相談しやすいスキームを整える必要があるためである。帰国者・接触者相談センターというのが以前ありましたが、それが受診・相談センターへと名称を変更。かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等にまず相談、受診して、必要に応じて検査を受けられるような体制を整備すると。発熱患者が、まずかかりつけ医等身近な医療機関等に電話相談する。その先生が重症だと判断した場合、受診・相談センター、県のコールセンター、伊勢崎保健所等につないでいくということです。

福祉施設等への取組。現在高齢者、障害者施設では、入居者や職員の発熱等の状況報告を県の介護高齢課に対し毎日行っています。その状況は、毎日町にも報告として届いています。施設で発熱者が1人でも出た場合は、県から施設へ状況を確認し、3人以上出た場合はPCR検査を行うとしており、これまで2回、PCR検査を行ったということであります。県の体制として、高齢者施設や福祉施設、医療機関等で入居者に陽性患者が発生した場合には、施設における感染拡大を防止するため、クラスター対策チームが設置されています。CMATと呼ばれる対策チームは、感染拡大を防ぐため、助言と支援、検査対象者の検討、検体採取、患者の入院、搬送等の調整を行います。

次に、新しい生活様式の実践例について。これも資料として一番後ろに添付してあります。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、実践すべき新しい生活様式の実践例は以下のとおりです。

1、一人一人の基本的感染対策、3つの基本。身体的な距離の確保、マスクの着用、手洗い等。

2、日常生活を営む上での基本的な生活様式。小まめな手洗いと、手指消毒、咳エチケット、3密の回避等を取り入れ、感染防止に取り組む。

3、日常生活の各場面別の生活様式。買い物、娯楽やスポーツ、公共交通機関を利用する場合、食事の場面、イベント等の参加について5つの視点が挙げられています。最近では、会食での感染が増えていると報告されていて、飛沫が飛ぶ状況を避けることが重要であり、食事中の会話を避け、食べていないときはなるべくマスクをして会話をするとということです。

4番目、働き方のスタイル。感染防止につながる新しい働き方等です。

インフルエンザの感染予防対策として、高齢者インフルエンザ定期予防接種の助成が行われています。今年の冬は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されます。高齢者におけるインフルエンザ予防接種率を向上させ、重症化しやすいと言われる高齢者等を守り、重症化しないようにすることで医療体制の負担を軽減することが期待されます。そのため、予防接種について、被接種者が支払う市町村助成後の自己負担分を県負担とする対応を行っています。玉村町では、65歳以上の方は例年1,000円を自己負担しているが、これを群馬県が負担しております。そのほか、条件つきでほかの対象者もおります。実施期間は、10月1日から12月28日まで、例

年同様とします。また、1人1回の補助としております。

考察として、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染予防対策について、重要と考える3つの項目に対して町に対応を望みます。

1、新しい生活様式を様々な手法を用い、住民に浸透させる。

2、現時点で新型コロナウイルス感染症には有効なワクチンがない。それに対し、インフルエンザにはワクチンがある。できることは確実に実行し、リスクを減らしていくべきである。子供たちが中心になると思いますが、インフルエンザのワクチンを多くの方に接種してもらえるよう、予防接種費用の補助を行う。

3、感染拡大を防止するため、発熱等の症状があった場合の相談、診療、検査に関する機関や連絡先の情報を分かりやすく住民に情報提供するというごさいます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（三友美恵子君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和2年12月1日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
1	2.11.9	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	前橋市本町3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 石関 貞夫	民生文教常任委員会



○日程第6 議案第69号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、議案第69号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。師走に入り、本年も残すところ1か月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

今年は、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、第3波に襲われている今、世界の感染者数は既に6,000万人となり、お亡くなりになられた方も140万人を超えました。ここに謹んでお悔やみを申し上げます。また、国内の感染者は13万人を超え、県内においても感染者が急増しており、現在1200人を超えております。先月28日は、県の警戒度が2から3に引き上げられ、県知事も記者会見の中で、各地で通常の生活、交流の中で感染が連鎖し、これまでにない危機感を抱いていると述べています。

一方、本町の感染者数は16人で、幸い11月4日以降発生しておりませんが、年末年始を控え、Go To キャンペーン等の実施もあり、感染者の増加も懸念されることから、引き続き大変難しい行政運営が求められている状況です。喫緊の課題に果敢に向き合い、町民生活や地域経済が一日も早く回復し、将来的に次世代に魅力ある玉村町を引き継いでいけるよう全力で取り組んでまいります。

それでは、令和2年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。本日、令和2年玉村町議会第4回定例会を招集いたしましたところご参会いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

本定例会は、本日より12月9日までの9日間、条例の制定及び一部改正をはじめ、一般会計を含む5会計の補正予算などの全16議案について提案させていただき、ご審議いただきます。また、10名の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政各般にわたる貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

それでは、提案説明に入らせていただきます。議案第69号 玉村町議会議員及び玉村町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法が一部改正され、選挙による公費負担が町村議会議員選挙及び町村長選挙にも拡大されたことに伴い、それらに関する町の条例を制定するものでございます。

具体的には、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、町が公費で負担するものでございます。公費負担の額については、公職選挙法施行令に準じて限度額を定めており、その限度額の範囲内において実費を支払います。具体的な限度額については、選挙運動用自動車の使用において一括した一般運送契約の場合、1日当たり6万4,500円、個別に契約した場合は自動車の借入れ契約が1日当たり1万5,800円、燃料供給

の契約については7,560円に選挙運動の日数である5日に乗じた3万7,800円、運転手雇用の契約については1日当たり1万2,500円となります。

選挙運動用ビラの作成に係る費用の限度額は、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に対し、それぞれの選挙のビラの枚数上限に乗じた金額となりますので、町議会議員選挙においては1万2,016円、町長選挙においては3万7,550円となります。選挙運動用ポスターの作成に係る費用の限度額については、玉村町に85か所のポスター掲示場があるため、それらを基に計算すると、町議会議員選挙及び町長選挙ともに39万2,826円となります。

実際にこれらの公費負担を請求する場合には、候補者が契約業者等と有償契約を締結し、事前に選挙管理委員会に所定の手続をする必要があります。費用の支払いについては、契約業者等が町へ請求し、町から契約業者等へ直接支払われますが、得票数により供託金が没収された候補者に係る公費負担については請求することができません。

なお、本条例の施行日については、公職選挙法の一部改正の施行日に合わせて、令和2年12月12日となっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今回公費の負担でいろんな形のものが選挙の関係で出るということなのですが、その中でビラについての使用の限度だとか、その内容ですか、それとあと同じような形で、この条例には入っていないのですが、供託金制度の導入ということもあるかと思うのですが、それはこの条例とまた別な形で、どういう形でどんなような内容になっていますか、ちょっと教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） では、石内議員のご質問にお答えいたします。

今回の公職選挙法の一部改正によりまして、大きく4点ほど改正がございました。1点目が、町村議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大ということで、選挙用の自動車の使用、それから選挙用のビラの作成、それから選挙用のポスターの作成ということで、これが新たに公費で賄えるようになったと、それが1点です。

それから、二つ目が町村議会議員選挙におけるビラの頒布の解禁ということで、これまでビラの頒布は認められていなかったのですけれども、そちらのほうで認められるようになったと。その辺が、先ほど石内議員のほうからの質問かなと思います。

もう一点目が、第3番目として町村議会議員選挙における供託金制度が導入されると。これまでは、

町長選挙においては供託金制度がございましたが、町村議会議員の選挙については供託金はございませんでした。それが新たに今回導入されるということと、それから4点目として、この条例の施行日を法律の公布された日から起算して6か月を経過する12月から施行されるということになります。

先ほどの話のビラの件ですけれども、上限等が今回決められておまして、ビラの上限につきましては、町村議会議員の選挙につきましては1,600枚まで認められると、公費で認められるということになっております。供託金制度につきましては、供託金の額につきましては15万円ということを決められるということになっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ありがとうございます。

それで、ビラの配布が解禁になったことで、今まで玉村町の議会選挙の中では各人のいろんな主張等を新聞折り込みで一覧で出していたと思うのですが、それがいつも予算計上されていましたが、それは今度ビラの配布が解禁になったことと関連して、それも継続する形になるか、それともその分については見直しになるのか、その辺をちょっとお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今の話は、多分選挙公報のお話かなというふうに思います。

選挙公報につきましては、立候補された方の主張される内容について、全て町のほう、選挙管理委員会のほうで公報を作りまして、それを住民の方に、有権者の方にお知らせするというのが選挙公報でありまして、ビラにつきましては各候補者が独自にご自分の考えや主張、そういったものをビラに作っていただきまして配布するというものでありますので、選挙管理委員会が作るものと、それから各候補者の方が作成して配布するというものの違いかなというふうに思っておりますので、公報についてはこれまでどおり、選挙管理委員会のほうで行うということでありまして。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 7 議案第 70 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 7、議案第 70 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 70 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、上位法の改正による条ずれの改正であります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 7 1 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 8、議案第 7 1 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 1 号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の概要を申し上げますと、基礎控除額を 3 3 万円から 4 3 万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定において、給与所得者数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じた金額を基礎控除額に加えるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第9 議案第72号 玉村町後期高齢者医療に関する条例及び玉村町下水道事業
受益者負担に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第9、議案第72号 玉村町後期高齢者医療に関する条例及び玉村町
下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第72号 玉村町後期高齢者医療に関する条例及び玉村町下水道事業受
益者負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されること
に伴い、玉村町後期高齢者医療に関する条例及び玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正するものでございます。

改正内容は、両条例とも附則中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるほか、これ
に付随する文言を修正するものでございます。

なお、本改正条例の施行期日は、令和3年1月1日となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第10 議案第73号 玉村町道路構造条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、議案第73号 玉村町道路構造条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第73号 玉村町道路構造条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正により、自転車通行帯に関する規定が新たに規定されたことに伴い、玉村町道路構造条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要につきましては、自転車道の設置要件として設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するとともに、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道部分として、自転車通行帯を新たに規定いたします。自転車通行帯の幅員は1.5メートル以上であり、地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することが可能です。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 7 4 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 1、議案第 7 4 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 7 4 号 玉村町道路占用料徴収条例及び公共物使用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正により、国の管理する道路の道路占用料が改正されたため、町の道路及び水路等の公共物においても同様に道路占用料及び公共物使用料を見直すものでございます。

なお、改正後の金額は、国の基準と同等の額でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 7 5 号 玉村町育英基金条例及び玉村町育英金支給条例の廃止に

ついて

◇議長（三友美恵子君） 日程第12、議案第75号 玉村町育英基金条例及び玉村町育英金支給条例の廃止について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第75号 玉村町育英基金条例及び玉村町育英金支給条例の廃止についてご説明申し上げます。

育英金につきましては、平成17年から高校入学時の準備金として育英基金を設置し、進学意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により進学困難な者に対し基金を充てた育英金を支給してまいりました。しかしながら、令和2年度の支給により基金残高がなくなり、今後は奨学金事業を活用していくため、玉村町育英基金条例及び玉村町育英金支給条例を廃止するものでございます。

玉村町では、育英基金のほか奨学金の事業も行っております。奨学金は、高校在学中の3年間、毎年年額6万円、計18万円を支給しており、入学準備金6万円を支給する育英金よりも手厚く支援ができております。育英金事業は廃止しますが、奨学金の対象となる人数や金額等を拡充し、経済的な支援が必要な生徒が夢をかなえるための手助けを町として継続、充実していきたいと考えています。

なお、本事業の廃止に伴い、支給対象者を選考する選考委員会の名称が変更になるため、玉村町附属機関の設置に関する条例及び玉村町報酬及び費用弁償支給条例の該当部分も併せて改正いたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今回のこの条例の廃止が、いわゆる資金が枯渇というか、なくなったので、廃止ということなのですが、こういうような子供たちが進学することに対しての基金、奨学金制度はあるのですが、今まであったこういう基金について、寄附だけに頼るのではなくて、町のほうとしてそういうものについて基金を改めて積むとか、そういうようなお考え等はなかったのでしょうか。また、今後そういうような考えはないのか、ちょっとお尋ねします。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 今回育英金ですけれども、そのほか施設であるとか、教育振興に関する基金は幾つかありますので、今回育英金ということに関しては、奨学金のほうが手厚い支援ができて、むしろ育英金よりも奨学金のほうが先に埋まっていってしまうというか、希望者が多いので、

こちらのほうを拡充することでより充実していきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 奨学金は全国的な形でこういうふうになってきて、玉村町独自としてこういう育英基金条例があったわけです。そういうものについては、その内容を拡充するとか、そうする手もあったかと思えます。今回は基金がなくなったので、一旦は廃止してという話だと思えますが、そういう将来のある子供たちに対して手厚く制度をやっていくという場合には、玉村町の姿勢として、そういうような条例とかそういうのを、お金がなくなったら廃止ということではなくて、それを今度お金のやりくりをどうしていくのかというような町の財政の中のやりくりとか、そういうのも必要ではないかなということをおもひまして、質問しているのですが、その辺のところはどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 総合的に考えて、今回の確かに育英金、これは合併のときの引き継ぎでできた基金らしいのですが、もう結果的に減っていくしかなかったもので、奨学金については3つありまして、こちらのほうが余裕が出てきておりますので、こちらを拡充することでより手厚いということで、手厚くなるというようなことで、今回は育英金を廃止しても奨学金でより拡充できるということで、あえてまた同じような基金をつくるよりか、奨学金に移行したほうが子供たちにとってはいいのではないかと、今回このような措置にさせていただきました。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 育英基金がなくなったので、玉村町奨学金支給条例に移行するというところで、1つお尋ねしたいのですが、この育英基金によってどの程度の子供たちというか、生徒が対象になったのか、今までの実績について。

それから、基金が設置をされたときの基金の元のお金というのはどういうところで積み立てられたのか、その2点についてお伺いします。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） お答えします。

毎年両中学校で10名ですので、ちょっと総数が分からないのですが、平成16年からなので、毎年10人ずつ、育英金のほうの支給をしております。初めは、広域事業でもともと佐波伊勢崎で育英基金というのがあったらしいのです。それを合併するときに分けて、玉村町としては無償で育英金を与えるということで、平成16年に創設されたということになっています。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 改めて確認したいのですが、この育英基金条例がなくなって、基金を使わなくなって、奨学金に移行するわけですが、今までの果たしてきた支援というのは十分これからも続けられるというふうに考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 育英金については、入学時一時金として6万円だけだったのですが、奨学金については3年間、1年間6万円ずつ、計18万円ということで3倍の援助ができるということで、十分できるというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第13 議案第76号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第11号）

○日程第14 議案第77号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○日程第15 議案第78号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第16 議案第79号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）

○日程第17 議案第80号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第13、議案第76号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第11号）

から日程第17、議案第80号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第76号から日程第17、議案第80号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第76号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,221万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億2,930万3,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加並びに地方債の追加及び変更を行うものでございます。

主な補正内容でございますが、まず歳入では国県支出金合わせて5,494万9,000円の追加をはじめ、寄附金として202万円を計上するとともに、繰入金では高崎玉村スマートインターチェンジ北地区発掘調査に都市計画事業基金繰入金として3,998万5,000円を充当するほか、地方債では上水道事業における災害時の送・配水相互連絡管工事費負担金に係る一般会計出資債に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の対象とならなかった小中学校における情報通信環境整備事業の町単独分について起債事業に振り替えるもので、合わせて1,920万円を追加するものでございます。

なお、不足する財源といたしましては、前年度繰越金として5,606万1,000円を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、まず全体といたしまして、職員給与費では人事院勧告による期末手当の減額のほか、人事異動等に伴う調整で総額で244万2,000円の減額となりました。また、議会費では人事院勧告による議員期末手当の減額を行うものでございます。

総務費では、故障に伴う防犯カメラの更新や老朽化に伴うふるハート交流館の舞台の一部補修等を行うほか、ご寄附いただいた寄附金をそれぞれ目的に応じた基金へ積み立てるものでございます。

民生費では、老朽化に伴う老人福祉センターの修繕費やサービス利用者の増加に伴う障害者自立支援費の追加等をはじめ、役場庁舎3階に乳幼児の遊戯スペースを設置するほか、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加を行うものでございます。

衛生費では、災害時における前橋市との送・配水相互連絡管工事費負担金に追加が生じたため、水道事業会計へ繰越金の追加を行うものでございます。

商工費では、企業立地促進事業として、前年度に事業所等の増設を行った企業に対する企業誘致奨励金を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ地域経済の回復に向けて事業化した緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業及び、売上げが激減した小規模事業者に対する事業継続支援事業について、計画額を超える申請が見込まれたため、増額させていただくものでございます。

土木費では、新規に誘致する民間保育所の北側の道路補修を行うほか、町道103号線道路改良事業の用地測量費に追加を行うとともに、町営住宅福島団地の2棟3戸について、入居者の退去に伴い解体工事費の追加を行うものでございます。

消防費では、常備消防委託に係る前年度精算金の追加を行うものでございます。

教育費では、老朽化に伴う学校教育施設の修繕費や公用車の更新費用等の追加をはじめ、小中学校修学旅行キャンセル料の補助を行うとともに、学習端末1人1台の導入を目指したGIGAスクール構想推進事業の事業費確定に伴う減額のほか、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の発掘調査に要する経費の追加を行うものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区発掘調査について、来年5月までの事業期間が見込まれるため、繰越明許費の設定を行うものです。

次に、債務負担行為の補正でございますが、交通弱者対策事業につきましてタクシー補助券の交付に当たり、年度当初から利用できるよう事前に準備を進めるものでございます。

第2保育所及び第4保育所の給食調理業務につきましては、本年度末の委託期間満了に伴い、新たに来年度以降の業者選定を行うものでございます。

道路事業の3路線につきましては、経済対策の一環として、発注件数の少ない春先の受注機会の拡大、早期完成による住民サービスの向上などを目的に、町単独事業の一部について前倒しを行うことで、発注時期の平準化、年度間の切れ目のない公共事業の推進を図るものでございます。

最後に、地方債の補正でございますが、GIGAスクール構想推進事業における情報通信環境整備事業の町単独分について起債事業に振り替えるとともに、上水道事業における前橋市との災害時の送・配水相互連絡管工事費負担金に係る一般会計出資債に追加を行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第77号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に65万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,654万6,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については、システム改修の事務費繰入金26万4,000円、国庫補助分の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金6万6,000円及び保険基盤安定繰入金32万9,000円を増額するものでございます。

歳出については、住民税基礎控除の見直し対応に係るシステム改修業務委託料33万円及び群馬県後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定拠出金32万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第78号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に105万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,822万8,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、保険者機能強化推進交付金及び今年度新設された介護保険保険者努力支援交付金の収入が見込めることによるもののほか、地域支援事業費が増額することに伴う国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を増額分等を計上するものでございます。

次に、歳出では、介護報酬改定時に伴う介護保険システムの改修費用や、人事院勧告等に伴う職員手当の調整として、地域支援事業費の増額を行うものでございます。

次に、議案第79号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、収益的支出の予算額を364万6,000円減額し、総額を5億5,672万6,000円と定めるものでございます。内容は、人事異動に伴う職員給与費の調整で、給料を220万1,000円、手当を61万5,000円、法定福利費を83万円それぞれ減額するものでございます。

次に、資本的収支についてですが、初めに資本的収入の予定額を258万3,000円増額し、総額を3億1,669万5,000円と定めるものでございます。内容は、前橋市との連絡管工事に伴う一般会計補助金を100万1,000円、生活基盤耐震化工事に伴う国庫補助金を158万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

続いて、資本的支出につきましては、予定額を392万2,000円増額し、総額を4億6,754万1,000円と定めるものでございます。内容は、前橋市との連絡管工事に伴う負担金を200万2,000円増額し、新たに水道庁舎の公用車購入費として192万円を計上するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、今年度から来年度にかけて予定している配水管布設及び布設替え工事で上新田地区が600万円、同じく上新田地区(分割1号)が1,000万円でございます。

次に、議案第80号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業として定めた管渠整備工事の額を5億6,550万円に改めるものでございます。

次に、収益的収支につきましては、収益的支出の予定額を355万3,000円増額し、総額を7億3,226万5,000円と定めるものでございます。内容は、マンホール等の修繕費を100万円

増額するとともに、人事異動に伴う職員給与費の調整として給料を140万7,000円、手当を92万9,000円、法定福利費を21万7,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、資本的収支につきましては、資本的支出の予定額を21万1,000円増額し、総額を11億472万7,000円と定めるものでございます。内容は、職員給与費の調整として手当を23万3,000円増額し、法定福利費を2万2,000円減額するものです。また、不足が見込まれる工事請負費を2,000万円増額するとともに、執行見込みのない水道切り回し等の補償費を2,000万円減額するものでございます。

ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で5議案に関わる提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第76号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第11号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、ページ数が29ページ、障害者自立支援費について伺います。

自立支援給付事業ということで、年度当初20の事業が計上されていたと思います。その中で、今回5つの事業について追加が計上されているという状況の中で、特に共同生活援助事業（グループホーム）、それから就労移行支援事業、これが例えば共同生活援助事業（グループホーム）については当初予算が6,200万円でした。今回2,320万円の追加ということで37%、それから就労移行支援事業については2,280万円だったものが、950万円の追加ということで4割の追加ということになっています。これの要因について伺います。

それから、2つ目です。35ページ、障害児通所支援費についてです。こちらも扶助費ということで、児童発達支援事業ということで980万円の追加になっています。これは、当初予算が1,560万円ということで6割の追加になっているということで、これの内訳についてお伺いします。

それから、3点目、44ページ、商工振興費なのですが、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業についてです。これは、今回3回目の追加ということで、このリフォーム事業が一定の成果を上げていると、こういうふうに思います。その中心的な役割というか、打合せをされてきているのだと思いますが、玉村町の商工会とのどんな情報交換というか、しているのかということです。今回の金額の中で、商工会に属している企業さんが、全体の中の比率としてどのくらいの金額を受注しているのかなということです。

それと、もう一つ、補助対象工事が20万円を超える、20万円までということですが、例えばお一人、1世帯の方が1度やって、当初20万円になっていない場合は2度目もいいのか。例えば1回目で50万円の改修工事をしましたと。そうしますと、2割ですから、消費税を除いて約10万円弱ということの恩恵を受けるのですが、まだ残り10万円余裕がある場合に、2回目の申請と、違う工

事で。そういうことができるのかどうかについて伺います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 新井議員の質問にお答えいたします。

まず、1件目ですが、共同生活援助事業ということでグループホームの事業でございますが、当初うちのほうで見積もっておりましたが、月に38名を考えておりました。それが、今現在45名となっております。それから、同じく就労移行支援事業でございますが、こちら当初14名を考えておりましたが、今現在20名ということです。これも月です。もう一つ、児童発達支援事業でございますが、こちらも当初14名で見積もっておったところなのですが、今現在21名、月に利用しているという状況になっております。

障害者の方のサービスにつきましては、1名当たり増えただけでも大分高額になりますので、これだけ10名からですか、6名から10名増えると、大分月の町の費用もかさむというところで、申し訳ないのですが、増額させていただいた状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

リフォームの関係でございますが、実際今時点で事業の受けている事業所、77事業所でリフォームの工事を請け負っている状況でございます。その中で個別の事業者につきまして、この方が商工会に入っているか、入っていないかという判断につきましては、今の時点ではこちらのほうで資料はございません。大変恐縮でございますが、その点につきましてはご回答できかねるところとなっております。

ただ町のほうに町民の方から、こういう事業があるに当たりまして、どういうふうにしたらいいのか、どこの事業所を選べばいいのか、こういうような問合せが来る場合がございます。その際には、町内に商工会ございますので、そちらに加入事業所を紹介いただけるようにというようなことでご案内をしているところでございます。

それから、2点目でございますが、補助金額が20万円に1回目申請していかなかった場合、その際にまだ余裕、補助金の枠といたしますと余裕があるということでございますので、例えば追加のリフォーム工事が必要になったといった際には、20万円を超えない範囲であれば、補助金として交付決定はさせていただいている状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 前段の質問については、要するに当初考えていたより利用者が増えたということですが、これは例えばコロナの影響だとか、どういう要因で増えたとお思いですか。ということ

は、来年度予算を組むのに当たって、どういう形で今回の件を考えるかということについて伺います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） この増員につきまして、コロナウイルスの関係はあまり関係ないかとは思われます。

それで、増えている状況というのは、全体的に障害者の方のベースが増えているということも考えられます。今年度のこの状況を見まして、また来年度につきましては予算を考えさせていただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、先ほどの緊急経済対策のほうなのですが、先ほど町内の商工会に入っている全体で77の事業所が今回の恩恵を受けたというか、利用されたということですが、商工会の中にどのくらいの企業はその中で入っているかは現状では分からないということですが、ぜひそれは調査していただいて、はっきりさせたほうがいいかなと思います。ということは、玉村町の商工会としての力をつけてもらうために、例えば今回商工会に入っていない人で利用された方に対して、商工会に入ってくださいというような活動をするのも重要かと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 商工会のほうにも町のほうから問合せをさせていただいた上で、今後の商工会活動という中で加入促進に結びつくような取組にできればというふうには思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） まず1点は、21ページ、防犯カメラの管理事業の工事請負費というのが出ていますので、これの内容についてご説明いただきたいということです。

それから、先ほど新井議員のほうでお話ししておりました住宅リフォームの支援事業なのですが、3回もなって、まず総額などのぐらゐの事業になったかということが一つと、その財源について、国のコロナ対策の関係の財源と、それから町の独自の財源も含まれているかということがありますので、その辺のところをちょっと明確に教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 防犯カメラの増額のご説明のほうをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、町内に現在40か所、町でつけた街頭防犯カメラがあるわけですが、

そのうちの3基が、今現在データが取り出せないという状況になっています。これは、警察のほうから依頼を受けて、データの取り出しということの中で、通常できるWi-Fiを使ったデータの取り出しができませんということで警察のほうから報告がありまして、それについてカメラ業者のほうに調査を依頼したところ、確かにこの状態では取り出せないということが判明しました。原因につきましては、なかなか何が要因しているのかということとは分からないということではあるのですが、恐らく夏場の雷の誘雷等を拾ってしまっていて、機器が故障したものというふうに考えられております。

場所につきましては、旧国道354号です。一番西のほうにローソンがあるのでありますが、そちらのところにカメラ。あと、玉村宿の歩道橋がございますけれども、そちらの辺りについてのものと、あとは下新田、西光寺さんから東のほう、150メートルほど行ったところの3基が、今現在故障しているという、そういった状況にあります。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

リフォームの関係でございますが、実際11月19日までの数字となっておりますが、工事の代金、これは税抜でございます。4億800万円ほどの工事代金ということとなっております。申請金額につきましては6,600万円ほどの申請の金額をお預かりしている状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 財源につきましては、当初から住宅のリフォーム事業につきましては地方創生臨時交付金に該当させるということでやっておりますけれども、既にもうその枠を超えているような状況になっておりますので、その部分については一般会計からの支出ということで対応せざるを得ないかなというふうに、対応するという事になっております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 最初の質問の防犯カメラのほうで、恐らく雷が原因ではないかと考えられるということでしたが、この工事について、データが取れるようにするということが一つと、それから3基ではありますけれども、雷に対応する施策ですか、そういうのもこの工事の中には含まれているのでしょうか。それとも、また別にただ今までと同じような形に復元するだけで、これから気候がいろいろ変動してきて、雷も多いです。今これからの季節は少なくなりますけども。そうすると、雷が要因だということになりますと、いわゆる大事なこういうデータを収集する防犯カメラなり、防災のカメラとか、そういうのに使えなくなってしまうということは、いざというときに使えなくなるというのは非常に損失ではないかなというふうに思いますので、雷対策というのはこの工事の内容には入っておるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今現在の故障の状況ですけれども、カメラ本体にSDカードが入っていて、データのほうは保存できております。それをパソコンを使って、本体についているWi-Fiのほうを使って、パソコンのほうにデータとして落とすというのが通常のやり方なのですが、SDカードを抜き差しすれば、とりあえずデータのほうは見られるという状況にはあります。その辺、基本的にはWi-Fi、通信部分の故障というふうに考えているわけですが、石内議員のおっしゃられるとおり、雷で壊れるというのは今後も考えられますので、今現在のカメラというのが一応買い取りを全てしているわけですが、その中に特に保険というか、保証は入っていない。一応金額を低減させるために、今までは保証なしというような形で機器の選定はしていたわけですが、ちょっと名前のほうは失念しましたけれども、防犯カメラ協会みたいなものがあって、そちらのほうから購入すると雷等の保証がつくということも聞いておりますので、今後の機器の交換等につきましてはそちらの保証をつけたもので行いたいというふうに考えています。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 分かりました。ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

リフォーム支援事業については、先ほど地方創生臨時交付金を基にしてやっていて、もう既に超えていくような状況だということで話はあったのですが、地方創生臨時交付金の設定した金額は幾らまでか。そうすれば、引き算すれば差額については町のほうの財源が使われるという話になるかと思うのですが、臨時交付金の中でのリフォーム支援事業は、金額は幾ら見積もっていたのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 10時45分まで休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） お待たせして、申し訳ございませんでした。石内議員のご質問にお答えいたします。

これまで行われてきました地方創生臨時交付金の事業につきましては、現在のところ総額で約5億7,000万円程度の事業を行ってきております。そのうち地方創生臨時交付金として入ってくるものが約3億6,700万円程度、それ以外の町からの持ち出しについては1億9,000万円程度、それから国や県からの補助金等についてが約800万円程度ということで今行っております。今回のリフォーム事業につきましては、今現在8,500万円程度の事業を行っているということでありまして、先ほどの5億7,000万円の事業の中の約8,500万円がリフォーム事業ということで、全体としてもう既に地方創生臨時交付金で入ってくるお金の分が超えておりますので、事業費のほうはかなり多くなっておりますので、実際にはこれから事業を行っていけば、一般会計からの持ち出しがどんどん増えていくということになってくるかなというふうに思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 29ページになりますが、自立支援給付事業についてちょっとお伺いいたします。

先ほど新井議員のほうからグループホーム等の事業についてということで自立支援費と書いてあったのですが、その前の居宅介護事業、それから重度訪問介護事業についてのこの予算の詳細について教えていただきたいというところと、重度の訪問介護事業というのはなかなか事業者も少ないと思うのですが、その辺についてもちょっとお伺いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 小林議員の質問にお答えいたします。

居宅介護事業サービスでございますが、こちら先ほどお話ししたように、予算ベースでは60人を見積もっておりましたが、今時点で69人、それから重度訪問介護につきましては当初4人を考えておりましたが、今現在6人となっております。特に重度訪問介護につきましては、1人当たりのベース金額が高いというところで大分増額となっております。

◇議長（三友美恵子君） 小林議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 先ほどちょっと需要と供給の部分で、訪問介護事業所の増えた分について大

変だと思うのですけれども、その事業所の割合というか、それについて伺おうかと思ったのですけれども、それについて居宅介護支援事業所が60人から69人、重度訪問介護事業所が4人から6人ということで、それが増えていくということで、それだけ事業が浸透してきたのか、利用者さんが増えてきたということに関しては、事業に関しての理解をしていただいているという部分だと思うのですけれども、まず居宅介護事業についてだけちょっと確認したいのですけれども、60人から69人で、町内の事業所の相談支援事業所の方が担当しているのか、それとも町外のところが担当しているのかを伺います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） こちらのサービスにつきましては、個人の方が事業所と契約をしてサービスを受けております。それなので、町内を使っている方もいらっしゃるれば、町外を使っている方もいらっしゃるかと理解していただきたいかと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） では、3回目です。

町外と町内の割合だけ、もし分かれば教えていただければと思うのですが。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 申し訳ございませんが、手持ちに資料がございませんので、後日にご連絡ということでお許し願いたいかと思えます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第77号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第78号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第79号 令和2年度玉村町水道事業会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第80号 令和2年度玉村町下水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 18 議案第 81 号 第 6 次玉村町総合計画基本構想の策定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 18、議案第 81 号 第 6 次玉村町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 81 号 第 6 次玉村町総合計画基本構想の策定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町自治基本条例第 20 条第 1 項の規定により、第 6 次玉村町総合計画基本構想を別冊のとおり策定するに当たり、玉村町総合計画基本構想の議決に関する条例第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、平成 23 年 4 月に、令和 2 年度を目標年次とした第 5 次玉村町総合計画基本構想を定め、「県央の未来を紡ぐ玉村町」を将来都市像に掲げ、東毛広域幹線道路や高崎玉村スマートインターチェンジの開通に伴う交通利便性の高い環境を生かし、東部工業団地西地区の造成、道の駅玉村宿の建設、文化センター周辺地区の住宅団地造成など、県央の主要都市をつなぐ要として、産業集積や生活環境の整備を行い、活気あるまちづくりの実現に向けて進めてまいりました。また、平成 27 年 12 月には人口減少対策として、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町民や地域企業と協力し、魅力あるまちづくりにも取り組んでまいりました。

このたびご提案いたします第 6 次玉村町総合計画基本構想では、「暮らすなら、ここがいい。」を目指す将来都市像と掲げ、令和 3 年度からの 12 年間で計画期間とし、策定いたしました。今後ますます進行する超少子高齢社会の中においても、ここに暮らす人々の人生が充実し、また楽しい毎日を送れる持続可能なまちづくりを町民とともに進めていくことが重要であると考え、町民の皆様に「暮らすなら、ここがいい。」と実感してもらえるまちづくりを目指し、進めていくことといたしました。

この将来像を実現するため、「まもる・つくる・つなぐ」を基本理念とし、6 つの重点目標を定めました。まず、重点目標の 1 つ目は、「わざわいから生命と財産をまもる」です。近年気候変動は激しさを増し、発生する災害も各地で甚大な被害を及ぼしております。また、新型コロナウイルスの蔓延など、予測できない新たな災いを発生しております。このような災いに対し、迅速かつ的確に対応できる体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを町民とともに進め、町民の生命と財産を守っていきます。

次に、2 つ目は、「子どもを育て未来をつくる」です。子供を育てていくことは、町の未来をつくることにつながります。町としては、主体的に未来を切り開ける子供を育て、学び成長できる環境づくりを進めていきます。また、子を持つ親がゆとりを持って子育てができる環境づくりを地域全体で

つくっていきます。

3つ目は、「元気に年を重ねられる町をつくる」です。ここに暮らす誰もが、希望や生きがいを持って充実した毎日を送れるよう、世代に応じたサービスを提供し、人々が元気に年を重ねられ、互いに温かさや寛容さのあるまちをつくっていきます。

4つ目は、「生活しやすい環境をつくる」です。今後一層進むと想定される超少子高齢社会や国際化などに備え、行政が行うべき究極の命題である生活しやすいまちを目指し、どのような立場にある人にとっても生活しやすい優しい環境をつくっていきます。

5つ目は、「たまむらの良さを次世代につなぐ」です。本町の自然、景観、歴史や文化など、先人がつくり上げてきた町のよさを大切にし、さらに新しい価値観を加えながら、玉村町への愛着、誇りを磨き上げ、そのよさを未来につないでいきます。

最後6つ目は、「笑顔と活気ある地域をつくり、つなげる」です。当町の持続的な発展を支える勤労者、企業、事業者を大切に守り、地域経済の潜在力を高めていきます。また、新たな技術や制度を積極的に取り入れ、新しいビジネスや産業が生まれやすい環境を整え、地域に笑顔と活気があふれる町をつくり、未来へつないでいきます。以上の6つを目標と定め、今後のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、本計画の特徴としては、近年の災害の甚大化、コロナ禍による生活様式の変化、情報技術の進展など、町民の生活にとって変化の激しい時代を迎え、そのような社会情勢の中でも柔軟に施策を変え、町民の生活にとって有効な施策を選択し、実行していける計画にするため、従来の計画にある基本構想、基本計画、実施計画の3階層の構成のうち、基本構想、基本計画の2階層の構成とし、実施計画に当たる具体的な施策については、各課にある個別の計画に定める構成としました。

本計画の策定に当たっては、昨年9月に町職員で構成する総合計画策定委員会を立ち上げ、町民や町職員の意見を広く計画に反映させるため、町民の重要度、満足度調査をはじめ、将来を担う、町立中学校の生徒へのアンケート調査や、町有施設に通う幅広い世代の町民へのアンケート調査、若手の町職員によるワークショップなど実施し、そこでいただいた多くのご意見を反映する形で計画の原案を作成してまいりました。

本年10月12日には、町に関係のある有識者13名で構成する玉村町総合計画審議会へ本計画原案について諮問し、慎重な審議をいただく中でたくさんのご意見をいただきました。その結果、去る11月11日、審議会を代表して、群馬県立女子大学准教授の築瀬会長から答申を頂戴したところであります。

以上のとおり、本計画は、町民の皆様の意向を踏まえ作成した計画原案に、総合計画審議会や町議会議員の皆様から出された意見や提案を加え、慎重な審議を行ったものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、先ほど町長からお話があったように、計画審議会から高い評価を受けているということで、私も確かにいいものができたかなと思います。その上で3点お伺いします。

まず、1つ目、5ページ、計画期間と推進方法ということで表になっています。この中の個別計画や施策の見直し修正ということで、これが1期、2期、3期、4期と、おのおの3年間隔で丸がついています。この計画書については、最後のほうに全部で50の計画書ですか、が添付してありますが、これ全部できた時期も違うし、これから今策定中のものも2つあるという状況の中で、全部の項目を3年ごとということでもとめてやる方がいいのかどうか。全部一緒ということでは、その時期に作業が重なることもあるし、もっと事前に計画することも必要なのではないかとということが1点です。

それから、12ページ、(2)でフューチャーミーティングと、こうありますが、この言葉が非常に分かりません。ネットで調べても、こういう言葉はないのです。ですから、せっかくだからもっと分かりやすい言葉があるのではないかなということですが。

それから、その下のレポートの中で、ワークショップの結果を見て役場内を改革すること、それから町の交通政策、これについては6つの班で全て取り上げられていると。この2つへの取組を特に重要と考えていると、こうあるのですが、役場内を改革することということは、この計画の中にどの辺に記載されているのだろうか。ちょっと見た範囲で分からないものですから、その点について伺います。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目、5ページの個別計画や施策の見直し修正のタイミングと伺いますか、3年のサイクルについてなのですが、新井議員のお見込みのとおり、計画はそれぞれの見直しの時期があったり、策定の時期があったりしますので、ここの表にありますような2023年ですとか2026年、この丸のところで一斉にこの50の計画を見直すというのはやはり現実的ではないと思います。本来ですと、ここのところに全て丸が入ってしまうような、そういうような表現になるのかと思うのですが、そういうふうな表記ですと、ちょっとここの表の意味もなくなるということ、あるいは第1期から第4期に3年ごとに分けているのですが、ある意味一つの節目として、このタイミングに見直しなどを進めてもらいたいという、そういうような意味があります。今回の計画ですと満足度調査、この辺の結果が成果指標となってきますので、その結果が出るタイミングで個別計画を作成、取り組むようなタイミングがあれば、そのタイミングで基本的には計画をつくっていただきたいということになります。来年度、再来年度あたりにできる計画も、あるいは見直しが予定されている計画もあると思

います。それをすぐまた1年後、2023年度に見直すというのは非常に現実的ではありませんので、この表は一つの目安ということで捉えていただければと思います。

また、12ページにございましたフューチャーミーティングという言葉がちょっと理解が難しいというようなご意見だったかと思います。このフューチャーミーティングという言葉は、我々がちょっと考えた言葉で、いわゆる造語になります。町の将来を担う若手に集まってもらってワークショップを開くに当たりまして、フューチャーミーティングというようなタイトルをつけて募集をいたしました。直訳すると未来を話し合うということで、玉村町の未来はどうあるべきかとか、あるいはちょっと表現は最後変えさせていただいたのですけれども、玉村町の未来、理想の姿はどういうものかというのをここのワークショップの中で検討していただいたわけですから、そのままこの言葉を使っているのですが、私たちしか通用しない言葉ですので、この辺は例えば用語解説資料編などにワークショップをするために町がテーマで決めた会議の名称、研修の名称とか、そういった何か用語解説などをつけて、分かりやすくさせていただきたいと思えます。

また、もう一つ、3つ目の役場内を改革することについて触れていないのではないかとご指摘でございます。確かにこれを受けて、こうに改革しますというはっきりしたものについては表記がされておられません。今回の策定の中で、例えば窓口の対応ですとか、財政状況の改善ですとか、そういったものももう必ずやることだということで、あえて踏み込んで計画の中には入れておられません。網羅型ではない形でつくろうというのがありました。そういったこともありまして、この辺も役場内を改革していくというのは、これはゴールもなく、もう普遍的にあることでありますので、こういったことは継続して続けていきたいと思っています。

ただ、これをもし解釈するとすれば、例えば3ページを御覧いただきたいと思えます。(6)番のところに総合行政的テーマというのがあります。この中で、いわゆる縦割りの発想で問題を考えるのではなく、町民や各種団体、組織も含めた横の連携を意識して課題の本質を理解し、解決するために、幅広い視点を持って計画を推進していくということで、この辺につきましては1つの目標、大きな目標を1つの課が1つの事業で達成できるわけではありませんので、いろいろな課が束になって事業を進めていく中で、この6つの大きな重点目標が少しずつ達成して、この「暮らすなら、ここがいい。」というところへ近づいていけるのではないかとということなので、改革という言葉は使ってはいたいたすけれども、政策に対する取組方を変えて、一緒にほかの課も、複数の課も一緒になって進めていくというような意味で、この辺で表記をさせていただいております。

また、5ページでも、職員研修を実施して行って、政策の立案能力、推進能力の向上に努めていくというような記載があります。この辺も役場の改革といえますか、職員の意識改革のほうにつながる記述でありますので、その辺として受け止めていただければと思います。長くなってすみません。

◇議長(三友美恵子君) 2番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) ありがとうございます。

最初の個別計画や施策の見直しの修正ということなのですが、これは先ほどから出ている答申書の中でも、計画期間中3年ごとに見直すというようなことが列記してあるのですが、先ほど全部に丸をつける案もあるということですが、例えばこの枠の中には、原則として3年に1度は最低見直すというようなことを文字として入れてもいいのではないかなど、こういうふうに思います。

それから、フューチャーミーティングの件については、そういう形で何か解説していただければいいかなと思います。

それから、3点目の役場内を改革すること云々についてですが、若手の職員の皆さんが全部のグループから出たということで、その意見がこの計画書の中に反映されているということが、提案した人に自覚できることがいいのかなど、こう思いました。今問題になっているのは、先ほどもちょっとありましたけれども、縦割りに対する弊害、それから前例主義に対する弊害、そういうことが役場内の若手の職員さんが考えているということもきっとあろうかと思えます。ですから、それに関するなんかがあっても私としてはよかったかなということです。

以上です。

◇議長(三友美恵子君) 回答は要りませんか。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) 要りません。

◇議長(三友美恵子君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 19 議案第 82 号 指定管理者の指定について（道の駅玉村宿）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 19、議案第 82 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 82 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

道の駅玉村宿につきましては、平成 30 年度より指定管理者制度を導入しております。今までの指定期間は 3 年間で、第 1 期の期間が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了するため、新たに事業者を広く公募し、応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき、提案させていただくものでございます。

公の施設の名称は、道の駅玉村宿、指定管理者となる団体は群馬県佐波郡玉村町大字上福島 6 1 1 番地 1、タマムラデリカ株式会社、指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間とし、令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第20 議案第83号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）

◇議長（三友美恵子君） 日程第20、議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第83号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

玉村町北部公園については、平成19年度より指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月31日をもって5年間の指定期間が満了するため、新たに事業者を広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

公の施設の名称は玉村町北部公園、指定管理者となる団体は群馬県高崎市倉賀野町186番地3、株式会社スポーツプロテクトであります。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第21 議案第84号 指定管理者の指定について（総合運動公園及び東部工業団地内運動公園、玉村グラウンドゴルフ場）

◇議長（三友美恵子君） 日程第21、議案第84号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第84号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町総合運動公園、東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンドゴルフ場における5年間の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了するため、新たに事業者を広く公募し、応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町総合運動公園、東部工業団地内運動公園及び玉村グラウンドゴルフ場で、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団であります。指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） この施設が3施設に分かれています。その3施設、施設ごとに入札するのではなくて、合わせて入札しておると思います。メリット、デメリットあるかと思うのですけれども、例えば先ほどの前の議案でありますと、北部公園は1つのところでやっております。この議案、3か所を一括してやることによつてのメリット、デメリットと、それからこれら施設についてはそれぞれやっぱり場所とか、そういうのは別々なところでありますので、その管理等をするのを、指定管理の要望を常に1か所でやるということの意義と、今後の方針をちょっと確認したいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） この3か所につきましては、運動施設がメインになっている場所でございますので、その運動施設に対しての管理ということを中心にしてもらう、メインにしてもらうと

ということが中心になるかと思しますので、その3か所を一遍にやることで経費、人件費も含めて節減できると考えます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今のご説明だと理解ができません。運動施設があつて、しかも今回の入札の関係で3か所それぞれ入札で来ています。それぞれノウハウは違うと思ひますし、運動施設といつても、施設の内容はそれぞれ違ふ内容ではないですか。そうすると、それぞれ施設が違ふ内容に対して適した業者がいるのかもしれないと思ひるので、経費節減という意味だけの説明だと、この3つをまとめてというのとちよつと理解ができませんけれども、今後、今回はこれで5年間になりますけれども、5年間これをやつて、その後もまたこれは3か所ずつと一緒にするといふような方向なのではないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 個々の施設につきましては、まず最初は3年間、東部工業団地と総合運動公園、この2施設だけを指定管理者にされました。今回の、今回といふか、今やっている指定管理を行うに当たつて、グラウンドゴルフ場を加えて経費を節減することを可能にしてやりました。今回も同じように、この管理で特に問題はないといふことで、同じ3施設を指定管理一括でお願いすることで進めてきました。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今後のことは、方向性は何もないといふことですね。

いずれにしても、施設がそれぞれ違ふので、それぞれ施設の管理の仕方があるのかと思ひます。だから、それぞれの施設に対して入札をしたほうがいいのではないかなといふような意見だけ述べさせていただいて、終了します。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 審査結果及び選定理由のところなのですが、選定基準が5つあつて、その合計得点の高いところが選ばれつつ、一番下にある提案価格5年平均では、次点交渉者のほうが金額的には低いです。先ほどの説明でいふと、経費節減のためにやっているといふ趣旨から考えると、何かこれちよつと変ではないかなといふことで、この選定をする上で、選定基準の得点を優先するのか、価格を優先していくのか、もしくは絶妙なバランスがあつて、そういう中で選んでいるのかといふのをちよつと説明してもらいたいのではなけれども。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 選定に関しまして事務局が企画課でございますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

その金額をどこまで重視するのかというようなご質問になるかと思うのですが、今回この参考資料の3番の（2）ですか、こここのところに選定基準、審査項目、そして配点があります。100点満点となっております、1人の審査委員の持ち点となります。この真ん中の3番のところに、選定基準のところに管理に係る経費の縮減が図られるものであるかどうかということで、こここのところに30点の配点があります。金額が安いというのは、こここのところで大きく評価をされることとなります。ただ、ほかの1番、2番、4番、5番の4つの項目と、最後は100点満点ということで合わされますので、金額の安いかどうかというのは、全体的なウエートでいくと30%ぐらいしかないというような感じになります。ですので、選定に当たりましたは、金額が安いというのも評価の中の一つでしかないような、そういうような仕組みでやらせていただいております。ですので、金額がうんと安くても、ほかの4つの項目が悪いと選ばれないということになりますし、今回のケースですと、金額が一番安いわけではなかったのですけれども、そのほかの項目のところやはりこちら中・高年雇用福祉事業団の例えば現在管理しているところの評価ですとか、取組姿勢、協力体制とか、そういったところが評価をされまして、金額以上に点が高かったということで選ばれたと理解をしております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 説明はよく分かりました。3番目の事業計画書の中で経費の縮減が図られるか云々ということが30点あると。選定基準の3番の得点を見ると、中・高年雇用福祉事業団と次点者は同点ですけれども、安いほうが点数が高くなるわけではないということなのですね。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） その辺につきましてなのですけれども、通常ですと金額が安いところが評価が高く、こここの部分については出るのが普通だと私も思います。ただ、今回3番のところでは、これは全協のときの説明資料に配らせていただきまして、ここにはちょっと入っていないのですけれども、この3番のところにはさらに30点が2つの項目に分かれておりまして、15点ずつの配分になっているのですが、管理運営に当たって工夫がなされているかというのが一つ。それと、管理運営に関し経費の縮減に取り組む内容となっているかというのが一つ、これも15点、15点、15点になっています。

細かく申し上げますと、中・高年雇用福祉事業団の場合ですと、この30点のところの3番の30点のところ、工夫がなされているかということが次点交渉権者よりも3点高かったです。次点交渉

者の方については、もう一つの縮減に取り組む内容のところは3点高かったのです。それが足されて考えると、同点となりました。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 今回3施設、総合運動公園と東部工業団地内の運動公園と玉村グラウンドゴルフ場の3か所が今度一つになってということで、指定管理者の候補ということの選定になったと思うのですが、それまで、先ほどちょっとご説明あった、総合運動公園と東部工業団地内の運動公園だけで指定管理者になっていた。そこで、玉村グラウンドゴルフ場を入れて経費削減に取り組むという形だと思うのですが、いわゆる玉村グラウンドゴルフ場のいわゆる指定管理者に入っていなかったときの経費と、今度指定管理者に入ったときの経費の差というのがどれぐらいになったかというのをもし教えていただければ。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ちょっと確認をさせていただきます。現在大きく分けて3つの施設を、同時に1つにまとめて指定管理者を募集したわけなのですが、グラウンドゴルフ場に関しては今回初めてではなく、前回3年前ですか、5年前ですか、すみません。そのところで既に入っていて、それで今回は2回目、この3つのセットで2回目ということになるのかなと思います。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） この過去5年間というか、この5年間の指定管理料につきましては、2,160万円から、今年度は2,200万円の間なのですが、その前の3年間、これにつきましてはちょっと資料は持っていないので、お答えできません。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） さっき企画課長からのご回答としては、もう前からあったけれども、ちょっとすみません。頭の中が混乱しているのですけれども、すみません。もう一度、すみません。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 現在3つの施設が一緒になっているわけなのですが、玉村グラウンドゴルフ場が指定管理に入りましたのは平成28年からということで、それまでは総合運動公園、東部工業団地内の運動公園ですか、ここだけだったと思うのですが、そこに平成28年からそこが新たに含まれて、このたび5年が経過するという事だと思えます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。13時30分に再開いたします。

午前11時31分休憩

午後1時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お時間いただきまして、今日の午前中の一般会計補正予算のところ
で小林議員の質問がございましたので、それについてお答えいたしたいかと思ひます。

質問内容は、居宅介護事業所のうちの使用者のうち、町内の事業所と町外の事業所の使用事業者の
割合ということのご質問だったかと思うのですけれども、これにつきまして一人一人の方の事業所を
調べないと分からないということなので、ちょっと今のところ統計はございません。

それで、代わりにでは申し訳ないのですが、町内の障害福祉サービス事業所が22か所になってお
ります。それで、県内の福祉サービス事業所につきましては1,824、1,824のうち町内の事
業所が22事業所ということで、割合的には1.2%の割合で町内の事業所がござひます。

質問につきましては以上なのですが、よろしくお願ひいたします。

◇

○日程第 2 2 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第 2 2、一般質問を行います。

今定例会には、10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和 2 年玉村町議会第 4 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 結婚新生活支援事業の取り組みについて 2. 中央児童館の建て替えについて 3. 鯉沢に溝蓋を設置し、その上を歩道整備してはどうか 4. 旧両水跡地周辺開発について	浅 見 武 志
2	1. 提案制度について 2. 災害時における住民への情報伝達について 3. フォトコンテストの隔年実施について 4. 道路に設置してある減速帯の変更理由について	月 田 均
3	1. 子どもの貧困対策事業としての「学習支援」について 2. 各選挙における低投票率の克服について 3. 玉村町魅力づくり推進検討委員会の進捗状況について	新 井 賢 次
4	1. 新橋建設促進化に向けた町の整備計画について 2. ふるさと納税の多い自治体に学び、町へどう反映させるか 3. 消防分団詰所の統合計画の進捗状況について	備前島 久仁子
5	1. 令和 3 年度予算編成の基本方針について 2. 新型コロナウイルス感染症の危機から町民の暮らしを守り、経済を立て直すための施策について	宇津木 治 宣
6	1. 子供のいじめ問題の取り組みについて 2. 災害に備えての行政の危機管理対策について 3. 子育てと仕事を一人で担っているひとり親家庭について	久 保 留 美 子

順序	質 問 事 項	質 問 者
7	1. 町の防災計画について 2. 五料防災公園計画について 3. 新型コロナウイルスの今後の課題について	高 橋 茂 樹
8	1. 来年度予算について 2. 区長要望への対応について 3. 都市計画について	原 利 幸
9	1. 玉村町の商業政策について 2. 火葬料補助手続きの負担軽減について 3. コロナ禍による未執行业の対応について	石 内 國 雄
10	1. 新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染防止に向けた具体的対策について 2. 同性パートナーシップ制度の導入について 3. 地域福祉コーディネーター（CSW）の役割について	小 林 一 幸

◇議長（三友美恵子君） 初めに、9番浅見武志議員の発言を許します。

〔9番 浅見武志君登壇〕

◇9番（浅見武志君） 9番浅見武志です。一般質問を始めます。

最初に、結婚新生活支援事業の取組についてお聞きします。内閣府は、少子化に歯止めをかけるには大胆な経済的支援が必要と判断し、結婚新生活支援事業に係る新婚生活の支援額を、既存の30万円から60万円に拡充するといたしました。結婚新生活支援事業とは、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活のスタートアップに係るコストについて、国と市町村で支援額の一部を補助する制度であります。対象は、市町村に住み、新たに婚姻届を出した夫婦で、初婚年齢が上がっている状態を踏まえ、39歳以下に緩和をし、世帯年収も約540万円未満に拡大、補助率を3分の2に引き上げる方針だそうです。当町でも、少子化対策としてこの支援事業を行うべきだと考えるが、町長の見解を伺います。

2、中央児童館の建て替えについて。中央児童館放課後児童クラブの登録状況は、5月1日現在、定数90人のところ99人と最も多く、近年では小学校の余裕教室を活用するのが一般的ではあるが、文化センター周辺開発により、今後も児童数の増加が見込まれるため、余裕教室の確保が困難になることが予想される。よって、中央小学校北側の文化センター臨時駐車場に新たに児童館を建設してはどうか、町長の見解を伺います。

3、鯉沢に溝蓋を設置し、その上を歩道整備してはどうか。町は、9月補正予算で文化センター周辺まちづくり事業として4,600万円の都市再生整備計画事業費を確保し、既存の7路線を整備する。そこで、さらなる住環境の改善を図るためのインフラ整備として、交通量が多く、通学路として危険な場所に歩道を整備するため、鯉沢に溝蓋を設置してはどうか。新築件数と人口の増加にも期待できると考えますが、町長の見解を伺います。

4、旧両水跡地周辺開発についてお聞きします。現在の旧両水跡地では、大きな道路に面していないため、開発は困難であります。そこで、西側の約5,000平米の土地を足して、1万平米で開発をしてはどうか、町長の見解を伺います。

2、線引きの見直しはできないのか。

3、マスタープランに計画することはできないのか。

4、どのようにしたら早い開発はできるのか。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、結婚新生活支援事業の取組につきましてお答えいたします。全国的に見ても、2019年には出生数が86万人余りと過去最低となり、少子化が急速に進む厳しい状況の中、政府では少子化社会対策大綱やニッポン一億総活躍プランにおいて、出会いの機会、出会いの場の提供、結婚に関する相談支援等、総合的な結婚支援の取組を推進することとし、令和3年度より地域少子化対策重点推進事業の施策の一つである結婚新生活支援事業の内容を拡充することとしております。

本事業は、結婚に伴い必要となる住宅取得費や家賃、引っ越し費用など、新生活のスタートアップに係る費用を軽減するための支援で、経済的な理由により結婚に踏み切れない方々を後押しするものです。群馬県における婚姻件数は、第一次ベビーブーム世代が結婚適齢期を迎えた昭和47年前後に1万6,000組のピークを迎えてから徐々に減少し、平成30年は8,088組と過去最低の組数となっております。20歳代から30歳代の男女を対象として、平成30年に群馬県が実施しました少子化対策に関する県民意識調査によりますと、結婚を希望する人が全体の61%で、平成25年に実施した前回調査より17%の減少となっており、近年若者の結婚意欲の低下が読み取れます。結婚しない方が増えている主な理由としましては、結婚しにくい社会であると感じている人が約半数以上を占めており、経済的に不安定なことをはじめ、出会い機会の減少、異性間コミュニケーション能力の低下など、様々な理由が挙げられています。

このような現状を踏まえ、経済的支援はもとより、その前段となる出会いの場の提供やコミュニケーション能力の向上支援等、多種多様な支援を総合的に充実させることで、まずは若者の結婚意欲を高めさせることが重要ではないかと考えております。そのためには、結婚支援ボランティアの

育成、企業による結婚支援など、地域全体で連携した支援が図れる骨格づくりが必要となります。町として少子化対策は重要施策であり、結婚から子育てまでの総合的対応が必要であると認識しております。この交付金事業が、結婚への支援事業であることから、事業の効果発現を研究し、実施の是非を検討してまいります。

次に、中央児童館の建て替えについてお答えします。現在玉村町では、昨年2月に作成しました玉村町放課後児童クラブ余裕教室等活用基本方針に沿いまして、余裕教室等を活用した放課後児童クラブの整備を順次進めています。中央小学校につきましては、現在は余裕教室がありますが、文化センター周辺の区画整理事業の影響のため、今後児童数の増加が見込まれる状況にあります。基本方針では、待機児童が発生するような場合には、小学校の敷地内に独立した専用施設の整備を行うこととしております。児童の安全を最優先とし、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保するため、小学校内に放課後児童クラブの整備を行うものです。

現在、昨年4月に中央小学校区内に民間の放課後児童クラブがんばりっこクラブにしきのがオープンし、現在待機児童は発生していない状況にございますが、今後待機児童が発生するような場合には、先ほど申し上げた小学校敷地内の施設整備を行いたいと考えております。今後も各小学校と連携を取りながら、余裕教室等を利用した放課後児童クラブの推進を行い、利用する児童にとって安全で利用しやすい放課後児童クラブの運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鯉沢の歩道整備についてお答えします。文化センター周辺まちづくり事業につきましては、9月議会において補正予算を議決いただき、土地区画整理事業区域隣接の既存住宅地内のさらなる住環境整備を進めているところです。また、新規住宅地の住宅戸数も順調に建築され、現在全236区画中92区画が入居しており、さらに20区画ほど建築中となっています。

さて、鯉沢に溝蓋を設置し、その上を歩道整備してどうかについてですが、鯉沢沿いの道路は通学路として位置づけられていますが、朝の登校時等は県道綿貫篠塚線の抜け道として交通量が多く、速度超過の車両が多々見受けられ、児童や歩行者の安全を確保するための対策は必要であると考えています。そのため、鯉沢への張り出し歩道や蓋かけ等、様々な方策について検討した結果、全てにおいて多額の費用が必要となることから、町全体のバランスや財政事情等を考慮すると、早期に着手することは難しいと考えております。

しかしながら、児童や歩行者の安全を確保することは必要不可欠であることから、歩道上に速度抑制のためのハンプの設置を現在検討しております。このハンプは、道路上に凹凸を施すことにより、通過車両の速度抑制になりますので、通過車両の減少も期待できます。ハンプの設置も含め、児童や歩行者のさらなる安全確保を図ってまいります。

次に、旧両水跡地周辺開発についてお答えします。まず初めに、旧両水が現在の場所に建築された経緯についてご説明いたします。旧両水は、もともと福島地内の市街化区域内、高崎信用金庫の北にありましたが、東毛広幹道の整備に伴い、開発許可制度における公共移転の要件により、市街化調整

区域である現在の位置に移転しました。開発許可は、移転以前の土地利用と同じ業種で許可されたので、他の業種に変更して利用することは認められない状況となっております。

西側の約5,000平方メートルと合わせた線引きの見直しに関してですが、区域区分の変更については、県が大臣の同意を経て決定するものですので、町が目指す土地利用方針と計画の実現性、農地保全の考え方などが整理でき、そのことが県の示す区域の方針と合致すれば、市街化区域編入の可能性はあるかと考えています。市街化区域編入、いわゆる線引きの見直しや都市計画マスタープランの変更は、通常5年ごとに定期的に行われ、この間に農林等の調整を実施し、一定の期間を要することになります。早い開発ということであれば、開発許可要件に該当する流通業務系の土地利用などが挙げられますが、道路を挟んで西側に中央小学校や文化センターなどがありますので、住環境への影響が懸念されることとなります。

町としましては、両水の跡地という条件をうまく利用できるよう、県の関係機関と協議、相談を行い、目指す土地利用方針や農地保全の考え方などの整理を行いながら、可能な土地利用を考えていきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 自席より第2質問をいたします。

まず、企画課長にお聞きしますが、内閣府は平成30年度から新婚生活を始めるための住居費や引っ越し費用を助成する結婚新生活支援事業を始めました。群馬県では、沼田市、安中市、下仁田町、甘楽町、中之条町、みなかみ町が事業を行っております。新たに嬭恋村、昭和村も事業を始めましたが、玉村町は今までに検討はしたことはあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

この事業が以前から行われているということはもちろん承知をしております、毎年県から調査等が来ております。町といたしましては、この事業がお金を支給するというような事業形態であって、少子化対策というのは地方の自治体の一つではなかなか成果が挙げ切れない。また、短期間で成果が上がるものでもなくて、一度始めるとかなり長い期間、この事業を続けるような必要性もあるということで、財政的なものへの影響などもありまして、今のところは実施していないというのが状況であります。今後は、今回条件が緩和されたということで、国もこれから力を入れていく事業であるなどということは承知はしているのですけれども、今現在どうあるべきかというのを検討しているような状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） もう一回、企画課長に聞きます。

この事業は、今までは30万円だったのが、60万円に今度は上がりました。さらに年齢も39歳以下、それと年収が540万円未満という形で、この事業が受けられる方がたくさん増えていくのではないかと思います。ただ、私も思うのですけれども、高崎市だとか前橋市だとか伊勢崎市だとか藤岡市がやっているのであれば、要するにやってもあまり効果はないと思うのですけれども、やっぱり玉村町は交通の利便性がよくて、新しく土地を買ったりだとか、今住宅団地もできていますし、いろいろ新しい家なんかもできてくる中で、結婚するに当たって、何で私知ったかという、私のせがれが今度結婚が決まりまして、そういう中で「お父さん、昭和村とか、そういうところはお金をくれるのだけど、玉村は何でくれないの」というので、「えっ、そうなんかい」というのでちょっと調べたところ、こういう事業があるという中で、うちのせがれは2月に結婚するので、この補助金はいただかないのですけれども。そういった中で、やっぱり高崎市、前橋市、伊勢崎市がやっていないところがまた強みだと思うのですよ、町長。そういった中で、やっぱりこれは手挙げ方式ですので、内閣府に手を挙げて、これはだから先ほど言われたように予算が限りがあると思うので、例えば3年間とか2年間とか。この間も子供が生まれて、ゼロ歳児が3月30日までに生まれた方に10万円くれるかというので、やっぱり期限をつけてやらないと財源が確保できないこともありますから、そういった年数、期間を決めて、やっぱり高崎市、前橋市、伊勢崎市がやっていないのだから、玉村町が手を挙げれば、玉村町に引っ越してくる人もたくさん出てくるかと思うので、その点について企画課長にお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

現在実施されている市町村が、玉村町から結構遠いところということがありまして、近隣の市町村で始めますと、玉村町に暮らそうかなと思っていただけれども、やっぱり60万円もらえるのだったら隣のこっちの市へなんていうのが確かにあるのかなと思ひまして、今ちょっとじっくり腰を据えていられるのは、近隣が始めていないからという、そういうところもあるかと思います。

今回の施策は、国が力を入れて、市町村も多く手を挙げてほしいというところはあると思うのですけれども、新たな競争が、移住、定住が、今度結婚するカップルを取りっこするような、そんなような感じの事業かなと思っております。ただ、議員が今おっしゃられたとおり、期限を決めるという、そういうことが前提ということであれば、ちょっと最初に申しあげました財政的なものというのも心配がないとは思ひますし、また効果がなければやめられるというような、そういうのがあれば、また改めて検討するのも一つなのかなというふうには感じております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 私もそう思います。みなかみ町のほうは、何か制度がちょっと終わりにかけてしまったのだから、やっぱりやってみなければ、思ったより集まらなかったというのがあるのですが、今回は60万円で3分の2が町ですから、やっぱり手を挙げて、期限を決めて、2年とか3年とか、住宅地が埋まるとか、あとアパートに住むのにもいいわけですから、別に一戸建てを買った人ではなく、ちょっと金がなくてとか、今コロナでちょっと厳しいから結婚を控えようかなという形の方でも入籍をして、玉村町にアパートでも住んでいただけたりと、そういうことも考えられますので、これは町長が決断することなので、最後には町長に聞きますけれども、少子化対策、倍増方針を掲げて、大胆な支援を国が行っているのであれば、やっぱり、当町としても手を挙げて、これを来年度の予算に組み込んでいければと思います。

今日、先ほどの町長の答弁の中だったのですけれども、事業の効果を研究し、実施の是非を検討すると、何か検討するのだから、検討しないのだから、よく分からないような答弁だったのですけれども、その辺をちょっと具体的にお聞かせいただければと思います。町長で。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 補正予算の中で第6次総合計画の中で「暮らすなら、ここがいい。」という形で、この玉村町を今後12年、どういった形で優しい町としてつくり上げていくか。やっぱり優しい町というのは言葉は非常に簡単過ぎるのだけれども、そこはかたなく優しいなというところというのは、選ばれる町でもあると思うのです。本当に大きな人口減少社会の危機を打開するために、政府がこういった制度をつくってきたのだと思うし、玉村町としてももうずっと子育てするなら玉村町という言葉で来ていますので、結婚から子育てまで力を入れていくことが、10年後、20年後の玉村町の活力につながるのではないかと、これに機に担当部局と本当に検討させていただきたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） ぜひとも来年度の予算に入れていただいて、期限をつけて、やっぱり先ほど言われたように、子育てするなら玉村町というキャッチフレーズもありました。そういったキャッチフレーズをして、交通の利便性がいいというところが、高崎市、前橋市、伊勢崎市に勤めに行くのに交通の利便性がよくて、警察関係の方だとか県庁の方だとかも、玉村町に住宅を建てて住んでいる方なんかも多いわけですから、今までそれで玉村町が人口が伸びたときもありました。やっぱりこういった政策を入れて人口増加を狙っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にいきます。中央児童館の建て替えについてなのですが、ちょっと生涯学習課長にお聞きしたいことがありまして、中央小学校北側の文化センター臨時駐車場は、平成25年から年間140万円で借りていますが、これに間違いはございませんか。バラスのところですか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 平成25年から借りていることは間違いありませんが、金額なのですが、今現在140万円ですが、平成25年当時は100万円でした。平成27年に文化センター周辺の区画整理事業に伴い市街化区域に編入されたため、固定資産税の増額と都市計画税が課税になることから見直しを行い、現在の140万円になっています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 多額のお金をあそこに、バラス道のところに、何か文化センターの事業があるときには使っているのですが、あそこにあるのですが、私は毎朝犬の散歩をして、朝晩散歩するのですが、あそこのバラス道を使うのは小学校の会議があったとき、何台か止まっているぐらいで、そんなに大きくあそこの駐車場を140万円払っていて、利用度がないのではないかと思っているのですが。駐車場は年間大体どのくらい利用しているか、ちょっともし分かる範囲でいいのですが、教えていただければ。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 年間の利用度なのですが、年度によって変わりますが、50日から60日ぐらいの利用があります。これは、文化センターだけではなく、小学校の運動会やら保護者会とか、そういう事業のときにも利用していますし、町の産業祭とか花火大会のときにも利用しています。令和元年度を取ってみると、文化センターの事業で42日、学校関係、町関係で14日間、合計56日間の利用がされています。今年度につきましては、コロナの関係で収容人数の50%で営業していることもあり、利用がされていない状況であります。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 分かりました。駐車場については大体どんな感じだか、よく分かりました。

それで、ちょっとこれは子ども育成課長に聞きたいのですが、今後も児童数の増加が見られると、先ほど答弁にもありました。余裕教室の確保が困難になることから、児童館は基本的には校庭につくる考えだという答弁をいただきました。児童数が増えると思うのです。先ほども文化センター周辺開発で236軒のうち今92軒、今さらに20軒ができているという中で、子供さんが全部で236軒で1人か2人増えたとしても、二、三百人の方が、子供がこれから増えてくる可能性もあるわけだから、そうすると余裕教室ではちょっと賄えなくなってしまって、また先ほど言った校庭にお造りになると、プレハブみたいのを建ててお造りになるという回答だと、子供が遊ぶ庭が少なくなってしまうのではないかなと私は考えたので、その北側のところは、あそこに建物を建てて、そこを児童館とし

て使って遊ぶときは校庭で遊んでやればいいのかと。また、家族の送り迎えなんかも今の現状の児童館のところは交通量も多いので、危ないので、あとそういった児童館も多いし、保護者の送り迎えなんかも便利な場所だと思うのです。あそこを入れてきて、駐車場のところにおいて、子供を6時、7時に迎えに行って、帰るにも交通の利便性もいいし、安全ではないかと思うので、そういった中でやっぱり検討もいただければとちょっと考えておりますが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 中央小学校区の放課後児童クラブにつきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、現在2か所ございます。あわせて、それらの希望者、放課後児童クラブの希望者の利用希望に現在沿っている形になっているということです。

ただし、今後増加が見込まれるような状況になれば、先ほど申し上げた余裕教室活用基本方針に沿って小学校の敷地内に設置するという方向で行いたいと考えておりますけれども、待機児童が発生する場合には、ある程度中央小学校の区域ではなくて、中央児童館のクラブの利用者数が現在99人がマックスになっておりますけれども、現在コロナで児童館の利用と同時利用は行えないことになっておりますので、さらに人数を増やすことができるわけです。それでも、まだあふれるということになれば、これもう小学校の中につくるということが適切だと考えております。

なお、北側の駐車場につきましては、支援員の駐車場とか、送り迎えの保護者の駐車場として活用させていただきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） これは先々なので、まだ予測はつかないですけれども、これから児童が増えて検討していただける中の課題として、引き続いてそういうことになってくれれば本当に人口増えているわけだから、うれしい悲鳴なので、それにはやっぱり子供の安全、安心を考えて、そういった場所にまた造ることも一つの策だと思いますので、その辺の検討をしていただければと思っています。

今の中央児童館は、平成10年に国庫補助で建っているのです。あのときの補助金が、国の国庫補助が1,326万4,000円、県費補助が1,326万4,000円、町の一般財源が3,430万9,000円で、全体の工事費は6,083万7,000円で完成をしました。新たに児童館を造るとしたら、例えば玉村町で独自に造るとしたら、大体どのくらいかかるのか。

また、今はやりの民間に建てさせて、玉村町が運営をするのであれば、どのぐらいの補助でできるのか、その辺についてもし分かる範囲内でのいいのですが、検討の資料として分かる範囲内でのいいのですが、ちょっとお聞かせいただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長(萩原保宏君) 建設するのは放課後児童クラブということでよろしいでしょうか。

補助率については今も変わっていない。国、県、町が3分の1ずつということです。上限はありませんけれども、先ほどの中央児童館の7,000万円とか8,000万円とか、その辺が上限だと思うのですが、現在の補助率はそういうことになっております。

これをもし民間が造った場合には、3分の1を民間が負担して、残りの3分の2を国、県、町で3等分するというので、9分の2ずつということになります。ただし、今回もし中央小学校区、敷地内に造ったりした場合には、待機児童対策ということでかさ上げの補助がありまして、国が3分の2、県と町が6分の1ずつ。もし民間が造った場合には、国が2分の1、県と町が8分の1、事業者が4分の1ということで、結果的には町の負担が少なくて建設できるということになっております。

◇議長(三友美恵子君) 9番浅見武志議員。

[9番 浅見武志君発言]

◇9番(浅見武志君) これは先の話ですからあれですけれども、やっぱりそういうのも人口増加、いいプラスになる方向性なのですが、そういうのも視野に入れて、これから児童館運営をしていただければと思います。このことについては決定をするしないがないですから、今後の長いスパンの中で考えていただければと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

次に、3番目の鯉沢の、これ「みぞぶた」と読むのだから、「こうぶた」というのだからよく分からないのですが、企業では、事業者の方では「こうぶた」と読むらしいので、「こうぶた」と読ませていただきますが、平成29年6月に私、鯉沢の溝蓋について質問して、さらにそのときに下新田区の地元説明会のとき、鯉沢の雨水対策の質問で、調整池ができた後、今調整池、もうできましたね。調整池ができた後、鯉沢の段々畑みたいになっているところを平らにして、水の流れをよくして雨水対策をする。また、溝蓋をして歩道にする計画は残っていますかという質問を私したのですが、そのときの答弁が、やっぱりこれと同じ事業だったのですが、都市再生整備計画の中で鯉沢があふれない対策の一つとして、段差のあるところを一定勾配にして、塗料を塗り、コーティングをする滑面化工事をして、流速を速めて水があふれないようにする対策を、事業費として4,000万円ほどあるので、流量計算をして、根拠のあるもので判断していきたいと考えていますというので、一応答弁いただいたのです。また、溝蓋については多額なお金がかかることが予想されますので、こちらについては交通状況を見ながら、今後少し先になると思うのですが、状況を見て検討します。また、平成25年、旧国道354号のところにはばたけ群馬県土整備プランに基づき、下新田信号から上飯島信号までの間の雨水対策事業と歩道整備が、あと舗装工事で12月中には、年内には終わることなのですが、終了すると。そうすると、今まで何度かあそこの鯉沢のところには蓋をして歩道整備をしるという中の答弁とかみ合って、そろそろ造ってくれるのではないかと、今回質問したわけです。

今このことを話すと、問題がないのかなと思っていたのですが、滑面化してやるので。そうしたら、先

ほどよく考えていたら、あそこに今4,600万円もらった都市再生整備計画事業費というのを、これは鯉沢で雨水対策で使うお金を使ってしまったのですか、これ。4,000万円ぐらいあると言っていた事業なのだけれども、そこをそちらの道路のほうに充ててしまったのかなと思って。またさらにお金があるのかなのか、ちょっとその辺について。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

おっしゃるとおり、以前の議会で鯉沢の排水の改修計画事業というのがありました。これは、都市再生整備計画の中に、幾つか事業があるのですけれども、メインとなる基幹事業、それは歩行者の空間とかインターロッキングとか石畳舗装とかやっています。提案事業というのがあって、交通ターミナル等を造っています。その他の関連事業の中に鯉沢の排水路の改修計画というのがありました。こちらについては蓋をかけて、歩行者を安全に通らせるというのと、あとは冠水対策です。水が鯉沢はあふれていましたので、そこで滑面化という工事を行って、側溝を清掃して、コーティングみたいな、何枚かフィルムみたいなものを張るのですけれども、そういった工事をして流速を上げて、冠水しないようなということでありました。

2つの目的があったわけなのですけれども、答弁にもありましたように、1番の今着手していない理由としては、昨年の台風19号においても鯉沢は冠水せずに済んだということで、冠水の面では急ぐ必要がないのかなと考えています。もう一つの交通安全対策については、やはり説明会を始めた当時からあの通りはすごく車がスピードを出して通っていくということで、地元の要望もありましたので、今回ハンプという、ちょっと凹凸のものを、国土交通省の基準に合ったものをちょっと検討しているところであります。ですから、今年度補正予算でいただいた事業用4,000万円ほどは、区域内の道路の補修工事に使っております。一旦文化センター周辺の事業は、これで完結することを考えておりますが、またおのおの問題点とか出てきましたら、それはまた予算を確保して対応していきたいということで考えています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 予算を確保してということは、2年前に説明したときは都市再生整備計画事業費として4,000万円、滑面、そここのところをやると。それで、さらには答弁にもあったように、旧国道354号のところの雨水対策歩道整備が終わったときには、鯉沢に蓋をしてやりたいというような答弁だったので、私としてはそここのところを蓋してもらいたいなと思っているのです。ただ、先ほど言われたように、交通対策の中でお金を使っていくのもいいことだと思うのですが、あそここのところを危ないところは全部鯉沢をやるのでは、国道354号をやったのではないけれども、下新田の信号から上飯島の信号までちゃんとよく舗装を、パイプ入れて、その上に歩道を造ってやるとなると、

あれが5億円ぐらいの当時予算だったのです。7年前かな、8年前が。そうすると、片一方だけでも2億円からかかるような整備をやれと言っているわけではなく、あそこのところは真っすぐの直線が危ないのです。あとは狭いのです。役場のほうから入ってきて8丁目のところ、うちのアパートのところからが少しあそこはずっと細いのです。あそこからちょっと広がって、下田の判こ屋さん、文化センターの通りまでの間が直線で、車があえて擦れ違えられるところが、結構朝方通学で危ないところで、町長も朝、よくあそこを私が犬の散歩をしていると町長も通っていて、東から入ってくるのですけれども、それでそのところによく看板を見ると、この役場のところの通りの正面から西に向かうほうには看板がついていないのです。あそこ、7時から7時半までは通行止めになっているのです。通行禁止なのです。それがどこについているかということ、北から来て、その横断歩道のところの左側に矢印がただこうについているだけなのです。真っすぐと、役場のほうに曲がれますと。あとは、下新田の信号から来ると、役場のほうと真っすぐは行けるけれども、右は入りませんよといった、その看板が2つついているだけなのです。だから、下田の判こ屋さんところから一方通行というのは分からないし、さらに私のうちとマルトミさんちのところから突き当たっても、右も左も行ける状態なのです。それで、あと石原団地のところから福島の人なんかも来ます。その方も右も左も行けるのです。あそこ、30というのが道路に1個だけあるだけで、あと小さい看板が30キロというのが規制がしてあるだけなのですけれども、通学路の下にやっぱりそういうのをもうちょっと書くか、住宅から出てくるのです。それが右左行くので、どうしても細い狭いところに車が集中してしまうのです。これからまた住宅が二百幾つできれば、結局その道を右行ったり、左行ったりしますので、両方から250メートルぐらいのところはちょっと危ないのではないかと私は言っているだけで、文化センターから先はカーブになっているのですよ、細くて。あそこは飛ばす人いないし、ゾーン30かと道路にも書いてあるのですね、両脇に。看板も立っているのです。あそこところがちょっと危険なのではないかなと思っているので、あそこの250メートル、マルトミさんちのところの石原団地から出てきたところから向こうの下田印刷までのところが結構危険地帯なので、またその上を予算が取れるのであれば、鯉沢の事業のお金があるのであれば、また検討してもらいたいと思うのですが、それについて、課長どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

やはり我々も把握しているところが、その県道藤岡大胡線から下田判こ屋さんから文化センター通り線まで、そちらが7時半から8時半まで規制がかかっているということですのでけれども、ちょっと標識の数が足りない面もあるのかなとは思いますが。そちらの辺は警察との協議になるのですけれども、そういった安全対策について、そこがスピードを出されてしまうので、できるだけそのところに地元と、特に区長さんや隣接する人の同意を得て、そういったハンプ等を設置できればいいのかなとい

うふうに考えておりますので、それで地元と調整して進めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） だから、うちとマルトミさんちから出たところにも標識も何もないのです。それから、石原団地のところから出たところにも標識がない。あと、住宅から出る路線が4つぐらいあるのも右も左も行って、多分近所の人にもよく知らないのです。7丁目の元たばこ屋さんところに2つちょっとあるだけで、あそこがまさか1時間一方通行だなんていうのを知っている人が少ないので、あそこを調整してくれれば、昼間はそんなには普通の住宅内ですから、車は通らないのですけれども、その辺の周知をしていただけるのと、先ほど交通の安全性を考えるとときにハンプというのを付けると。要するに段差をつくるというような形の話なのですが、前に私もそういうのは多分必要だと思って、何度か止まれの前にそういう段差のついたものをつくれと言って、新町によくあるのです。止まれの前に波打った道路があるのですけれども、逆に自転車が転んだり、バイクが転んだり、年寄りが乳母車で倒れて車にぶつかりそうになったり、結構あそこの場所は危ないところなのです。今は俺が想像しているハンプというのは、玉村町にはどこかありますか。まだ見たこともないので、玉村町にはそういったハンプというのができていないので、どういうものなのか、ちょっと分からないのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今試験的にというか、下之宮のところで芝根小学校から四、五百メートル北へ行ったところ、場所ですと、温井技建さんがある丁字路のところなのですけれども、以前区長要望がありまして、そして環境のほうでゴム製のハンプをつけた経緯があります。それで、今回舗装工事を伴いましたので、舗装によるハンプを南側だけ設置しております。今回この下新田に設置しようと考えているものは舗装タイプのもので、新町駅の南側にあるのはかなり凹凸がありますので、あれはかなり問題があったかもしれないとは想像しております。ハンプをつけると、デメリットとして、近隣の方の騒音です、ね、振動とかありますので。かといって、車の速度も落としたいというふうなところで、国土交通省のほうから都市局長、道路局長から平成28年に通達が、基準を示す通達が出ております。それは、舗装が横から見ると平らなのですけれども、2メートルで上がって、2メートル平場を造って、また2メートルでということで、勾配も5%という基準です。最大でも8%。平らな部分は2メートル以上、2メートル程度を標準として、また厚さですね、厚さというか高さ10センチを標準とするというのでございますので、こういった基準にあるものを考えております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） ハンプというのは、次の質問の月田さんのところにちょっと見たら書いてあって、ゴムのあれが剥がれてしまったので、そこにまた坂にして、何センチか高くして、それを歩道で2メートルぐらいの坂を造っていくと。結局車が飛ばして、バイクが対向なのですね、あそこ。一方通行だったら、ハンドルがずれても、くっと右にちょっとぶれたりとかしても危なくないけれども、対向車が来ているときに慌ててブレーキ踏んで、ちょうど山の上でブレーキ踏んだら、下りになってハンドルを取られてぶつかるとか、そういったことも考えられると思うので、私はそのハンプをつけるときには、区長さんとか近所の人によく相談をして、要らないのではないかと私は思っているのです。あのやつは、割と音もうるさいし、飛ばすとあそこはがたがた、がたがた音もうるさいし、結構飛ばしてくると逆にハンドルを取られてぶつかるような形になってしまうのですね、知らない。むしろ、それだったら道路に止まれの前みたいにスピードを落とすやつだとか、最近よく分からない矢印で自転車はここを通れというような矢印なんか、土木が結構つけているのではないですか。下新田から角淵へ行くところの。歩道を自転車が渡っては駄目だといって、車道を今自転車が行くようなあれが下新田の5丁目からもついてきて、結構危ないのですね、あれ。だから、ああいうことも考えて、県がつけろと言ったからって、ハンプはあまり。玉村町、これから年寄りが多くなって、私も10年たったら乳母車を押して買物に行くかもしれないし、孫を連れて通るかもしれないし、だから逆に自転車とかバイクとか乳母車を押すような人には、そのハンプというのは向いていないので、区長さんとよく相談をして、そのところはやっていただければいいと思います。

先ほどちょっと言い忘れてしまったのだけれども、まだ一定勾配にして、塗装を塗ってコーティングする滑面化工事の費用というのは残っているのですか。都市再生整備計画の中の、前のときは4,000万円残っていますよと言ったのだけれども、そのお金というのは今現状は少しは残っているのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

都市再生整備計画の当初の予算全体として確保していますけれども、このうちの4割が補助金ということになっていく事業です。その中で、また工事の実施に向けて人件費とか諸経費とか、いろいろ上がってきた関係で、当初にらんだ数字よりもずれたりします。その中で事業見直し等をして、急ぐものは行きますけれども、まだ状況見られるものは一旦保留ということのできるのかなというふうに考えています。

この事業全体は、事後評価というのが義務づけられております。それ今評価を行っているところです。評価委員さんは地元の区長さんや区長代理さん等をお願いして、説明をして評価していただいているところです。この評価について、最終日の全員協議会で、今の状況を皆さんに説明する予定とはなっております。補助事業としては成立しているということでありまして。今後の課題としては、こう

いった事業を状況を見ながら、必要なところはやっていくというふうな考え方です。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） これで最後にしますが、あそこのところは7路線やったわけでしょう、工事を。そうすると、7路線から道路から車がいっぱい出てくるわけだから、やっぱり当初の鯉沢に蓋をするという、全部やれと言っているわけではないです。下新田から全部やれというのではなく、一番取りあえずは。あそこ、ハンプは私は町内で会議だったら言いますけれども、要らないのではないかと。むしろ歩道整備はもう十何年にわたって歩道整備をやるという中で、平成29年の答弁と雨水対策が終わって、この開発が終わったらやりますというような答弁が、歴代の町長が違いますけれども、何人かは町長さんが違ったけれども、やっぱりそういう計画はあるのだから、そこのところは予算が今コロナで予算がつかないし、下新田だけというわけにもいかないでしょうから、やっぱりそういうことも踏まえて、まずは進入路の標識をつけていただけるようなことをしていただいて、やっぱり最終的には鯉沢に蓋をしていただきたいと思うのですが、前向きに検討していただけますでしょうか、都市建設課長。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今ご意見いただいたことをまた課内で話し合っ、検討してまいります。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） ありがとうございます。

次は、残り10分ですので、両水のところに行きたいのですが、私もいろんな方から両水跡地の開発について問合せが来たり、開発したいというので、その経緯も知っております。代替地で行ったので、あそこはスーパーしかできないというのも常識で分かっております。結局両水だけを借りたりとか売るとかという話も、この間ある企業さんを連れて、副町長さんのところに連れていったときも、買っていい、また開発ができるのであれば開発をしたいというような業者がいるわけですがけれども、先ほどの線引きの見直しは5年に1度だと、令和7年になってから、ではやりましょう、ではどうにかしましょうというので話しても、そのときには出店者がいないと思うのです。あとは、先ほど流通の問題から、小学校とかあるから危ないからあそこは駄目だと。ただ、両水のところは農道なので、出入り口が。むしろこっちの広い道から出入りができれば、あそこがちょうど5,000平米、5,000平米で1万平米になるので、それなら民間が開発したいと言っているわけだから、そういうのであれば、町がどうこうしてくれというのものもあるけれども、県へ働きかけていただきたいと思っているのです。

それで、町長と副町長にちょっと聞きたいのですが、1人ずつ意見を言っていたらありがたいので、最後にしますので、前橋市のツルヤが最近オープンしたではないですか。それで、前橋市はすぐ開発ができて、玉村町はなぜできないのか。また、線引きの見直しを見ると、令和7年以降の線引きの見直しでは大きなお店は出てこないし、やっぱりマスタープランに入れたらどうだとかといっても5年、6年かかってしまうので、何かいい方法はないのか、またもしああいうのをつくりたいとかという意気込みがあるのだから、町長と副町長にお聞きしたいと思いますが。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） まず、ツルヤの状況、申請からどれぐらいかかったか、構想からどれぐらいかかったか、ちょっと私は分からないのですけれども、前橋市と玉村町の違いというのだけちょっとお話ししたいと思います。

前橋市と高崎市は中核市ということで、都市計画法の事務の一部が委任されております。その中で今おっしゃられた開発許可については、前橋市が独自の開発許可基準というか、実際には正式には開発審査会の審議何とかというのがありまして、それは群馬県もございます。その中で前橋市のほうにおいては独自の施策として、地域利便施設だとか、産業振興に関わる施設を条件つきで開発できますよということが一つございます。県のほうはそれがないと。玉村町がやるに当たっての部分においては、その条項的なものがまずございません。

2つ目が、農振農用地の問題もご存じだと思いますが、玉村町が800ヘクタール弱だと思うのですけれども、前橋市は8,000ヘクタールぐらいあって大きいのです、容量が。そうすると、その中の融通が利きやすいということもあるのかなと。その中で、ツルヤのところは前橋長瀬線と高崎駒形線の交差点のすぐそばということで、前橋市のほうは地域利便施設と、広い4車線の道路が東と南にあるということで、開発許可を認めたのではないかなと。確認したわけではございませんけれども、私はそういうふうに推測しております。

町においては、やはりオール群馬の中の開発許可基準ということですので、その中で申請せざるを得ないと。一方、両水跡地のところと土地のあの場所、東毛広幹道の南側、それからその南側は既存の住宅地だとかいう構成がされているところを見ながら、担当課のほうではどういう方法でうまくいくかというのを県のほうともいろいろ調整を今行っているところでございます。正門から入るのは、先ほど申し上げました市街化区域の編入だとかというのが正門なのですけれども、ちょっとほかができないかどうかというのを今勉強しているところでございますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） この事業は、やっぱり町がある程度助けてくれないと、民間だけではどうし

てもできないのです。町がやっぱり県だとか、そういうふうにお話をして、お金は民間が出してくれるようですので、そういった事業が出たいと言っているときに町が動かないと、もう開発は利かないと思うのです。もう両水さんのところは1,500で、東側の農道からのところしか入り口がないので、それだとやっぱり土地が生きないので、この間の知っているゼネコンの方が来たときには、やっぱり西側も入れて開発をしたいということで町長にも会っていただいたりして、やっぱりそういうのを町がそういうところを手助けして、1個、やはり町の中心ですし、雇用も生まれますし、それからほかのお店のことも考えながら開発を進めていただければと思うのですが、最終的にはこれは町長の鶴の一声なので、町長がどうにしたいと言っていただければ、こういうやり方もあるよと副町長に教われば、そのように動いて、7年かかる、5年、令和7年よりも先にあそこに開発ができるのであれば、そういった模索ができればやりたいと思っています。

この間も言ったけれども、農地はもう20ヘクタール使ってしまったのだから、あと10ヘクタールしかないよと。10ヘクタールも、広幹道沿線上へ出るのも、だって出るところがないのですよ、あれ。桜のところをこんなことしてしまえば、なかなか出られなくなると、あとできる可能性があるのは南玉のあそこにセブンイレブンができた、あの沿線上ぐらいしか、開発を出せるのであれば、できる場所もないと思うし、原議員も同じような考え方で、あそこをどうだというような形で開発の見直しだとか、線引きの見直しだとかというのでやっているわけですから、その点について町長の意気込みを聞かせていただいて、終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今副町長もお話ししましたけれども、イメージとするとどうも一番難しいのは除外申請なのです。それで、ある程度の県全体の割り当てがあって、その面積からいって玉村町もこのぐらいだと。今板井のところの産業団地が進みつつあります。そのあと今度どこかどうかというところで、今度は川井の工業団地の周辺に生きてくると。そして、あと道の駅の周辺がやはりにぎやかになってきて、その辺で何かをしたいのだという企業の人もあるし、そしてこの前お会いした両水のところです。両水のところだけでやるとやっぱり厳しい。なので、場所は言えないけれども、周辺のところと一帯で、しかしとりせんが近くにあるから、いわゆる目的というか、それで業種としてぶつかからないような、バランスを取りながらのまちづくり。それは、もちろん企業だけでも駄目だけれども、町が動かなければ駄目です。それで、もちろん町だけでも、今度は企業が来なければ駄目なので、そういった話があったときというのは機敏に動いてみたいと思います。

その上で、また上陽地区の7.4ヘクタールのあの話も少しまた出てきつつあるような気がするのです。だから、あっちもこっちもやると、除外面積が足らなくなってしまうということもあるので、本当に急いでも時間がかかる。かといって、何もしないというわけではなくて、できることから着実にやって、それで玉村町全体のバランスが取れたまちづくりというのが大事だと思いますので、そ

の辺も踏まえて着実にいこうと思いますので、よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 玉村町が潤うような事業を、やっぱり玉村町の方は交通の便がよくて、高崎市、前橋市、伊勢崎市にお金を落としてしまうので、なるべく内需ができるような事業計画をしてやっていただければと思います。

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。14時45分に再開いたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

この時期、1年を振り返って、今年はコロナに始まり、コロナに終わる、この一言です。皆さんも同様と思います。このコロナという言葉、新聞にどれくらい出ているのか興味を持ち、10月に入ってから数え始めました。皆さんのよく見ている地方紙ですが、少ないときで48か所、多いときは79か所ありました。今朝の新聞は65か所でした。コロナ、コロナウイルス、コロナウイルス感染症などが多いですが、コロナ禍という文字もこのところ目につくようになりました。今朝は15か所、23%ありました。

ネット上でコロナ禍の「禍」を何と読むのとか、「禍」の意味は何と質問している人がいました。確かにあまり「禍」という言葉を聞きません。私の記憶では、半世紀近く前、私が就職したところ、六価クロム禍という言葉がマスコミに登場しました。六価クロムという有害物質が東京の地下鉄の工事のときに発見されました。以前そこに化学工場があり、そこで働いていた人の鼻に穴が空いている等の健康被害が出ていることが分かりました。さらに、日本の各地で同様な事例が報告され、大きな社会問題になったことを覚えています。あのとき以来です。「禍」という字は、しめすへんに「鍋」や「渦」という字の右側のつくりの部分をつけたものです。漢和辞典によりますと、つくりの部分の字の意味は、くぼんだ穴を表しています。鍋とか渦は下がっていますので。それにしめすへんをつけたもので、神のたたりを受け、思いがけない落とし穴にはまること、これが「禍」の意味です。一言

で言えば災いになります。コロナ禍とは、コロナウイルスによる災いということになります。

新聞で、このコロナ禍を使用した俳句や川柳に時折お目にかかります。紹介してみます。「コロナ禍をしぼし忘れる紅葉狩り」、きれいな句です。次に、「コロナ禍の慣れをとがめる第3波」、反省するところがありますけれども。私も負けずに一句。「コロナ禍で日本シリーズ早じまい」、あつという間に終わってしまいました。コロナ禍で厳しい日々が続きますが、コロナ禍に負けるな玉村議会ここにあり、頑張って一般質問をしていきます。

質問事項は4項目、まず第1の質問、提案制度について。今年度の予算、総務管理費の中に職員提案制度という項目が記載されています。この職員提案制度を実施する目的は何か。また、実施状況はどのようなになっているか、伺います。

第2の質問、災害時における住民への情報伝達について。2年ほど前から、烏川では河川敷内の樹木の伐採、利根川では伐採に加え、土砂の撤去作業も大規模に実施されています。さらに、昨年10月の台風19号の襲来以来、川幅を広げるための土手の引き堤や堤防の追加工事も計画されています。住民の安心、安全の向上につながるものです。

ところで、玉村町の災害時における住民への情報伝達は、町からのメール、広報車による伝達、FMななみ等が中心ですが、これで十分か、今後のあるべき姿は何か、町の見解を伺います。

第3の質問、フォトコンテストの隔年実施について。平成28年度に始まった町のフォトコンテスト、住民に好評で、コンテストの結果が公表される広報6月号を見て、玉村町のすばらしさを感じている人も多いと思います。私もその一人です。ところで、来年からは隔年の実施になるとのこと。隔年になった経緯について伺います。

第4の質問、道路に設置してある減速帯の変更理由について。先ほど浅見議員のほうでも話が出ていましたけれども、下之宮から芝根小学校方面に向かう途中に、見通しが悪く、道路が交差する危険な場所があります。危険防止のため、3年ほど前に道路上にゴム製の高さ5センチ、幅40センチほどの減速帯が2か所2列、合計4枚取り付けられました。その結果、通過するとき大きな衝撃を感じるので、減速帯に近づいたときはゆっくり、ゆっくり走るようになりました。ところが、今年になって南側の1か所、2枚が取り外され、新たにアスファルトを敷き、アスファルトの一部を少し高くしたものに変更になりました。その場所はほとんど衝撃を感じず、減速せず通過する車が多くなってしまいました。なぜ変更したのか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、提案制度についてお答えいたします。町の職員提案制度は、職員の業務に関する研究心の向上及び事務事業の能率向上を図るとともに、町政に対する職員の参加意識を高め、活力ある町

政の推進を図ることを目的としております。令和2年度における職員提案制度の実施状況につきましては、8月25日の9月庁議において各課長に説明を行うとともに、9月を提案推進期間として庁内の掲示板に掲載し、募集を行いました。提案の種類としては、職員自らが提案内容を考える自由提案と、町で現在課題となっている重要事項について考える課題提案の2種類となります。今年度の課題提案は、新型コロナウイルス感染症対策で町民サービスの向上に関することと、財政健全化に向けた収入の増加の方策に関することの2つの課題としました。

その結果、今年度は課題提案の応募はなく、自由提案において3件の応募がありました。具体的には、1、公共施設管理の一元化、2、ふるさと住民票、3、無作為抽出の住民協議会についてとなります。今後は、応募のありました提案内容について、関係課から現状や問題点等の意見聴取をして、職員提案審査会において提案内容を審査することになります。12月中に審査会を開催し、実効性や効果の程度を考慮し、審査判定を行う予定となっております。

次に、災害時における住民への情報伝達についてお答えいたします。現在住民への周知につきましては、広報車、メルたま、ホームページ、FMななみのほか、大手通信キャリアの緊急エリアメール、NHKのデータ放送により行っております。これらの方法により、大部分の住民への周知は図られていると考えておりますが、携帯電話、スマートフォン、パソコンを持たない高齢者をはじめとする、いわゆる情報弱者への情報伝達については、自主防災組織や民生委員の声かけが主体となっております。情報弱者の方は、自ら避難することが難しい場合が多く、マンパワーに頼った現在の方法のみでは十分ではないと考えており、このことは全ての自治体が抱える課題となっております。

今後のあるべき姿は何か等の質問につきましては、災害に際しては情報伝達の方法が多いことが、逃げ遅れゼロを目指す上で重要であると認識しております。災害時に自ら避難することが難しい要支援者への情報伝達については、他の自治体で採用している方法や防災関連の企業が開発した情報伝達システム等を研究しております。複数あるシステムの中で、固定電話を含む電話への一斉発信が行え、導入費用や維持管理費が安価で個人負担が少ない、あるいは少額で済む方法を導入したいと考えております。

また、社会福祉協議会と締結した災害時福祉避難所の運営に関する協定において、要支援者への連絡及び自ら避難所まで避難できない方の移送についても協力していただけることとなりました。これらの施策により、全ての住民への情報伝達が行えるものと考えております。

次に、フォトコンテストの隔年実施についてお答えいたします。フォトコンテストは、写真を通じて玉村町の新しい魅力を発見し、町のPR素材として活用するとともに、町外から多くの方に来町していただけるきっかけづくりとして平成28年から開催しており、既に4回開催しております。毎年町内外から多数の応募をいただき、花火大会、お祭り、四季折々の情景など、様々な作品を応募していただいております。本コンテストを開催するに当たりましては、毎回実行委員会を発足し、その年の写真テーマや実施方法などを精査、検討しております。

ここ数年での作品の応募状況でございますが、応募数がほぼ横ばいで伸び悩んでいることや、応募をいただく作品に偏りがあることなどから、新たな実施方法につきまして昨年実行委員会において協議いたしました。委員の皆様からは、コンテストの実施について町内外問わず幅広く知ってもらうため、十分な周知期間を設けること、撮影対象期間についても余裕を持って、また四季折々の風物を撮影できるよう、周知後1年間とすることで、新たな作品の応募につながるのではないかと。また、応募テーマについても変化をつけてはどうかなどのご意見をいただきました。

このようなご意見を踏まえまして、第5回から開催サイクルを2年周期として実施することとしました。ただ、今回の実施方法につきましては初めての試みとなりますので、次回開催後に成果や変化を検証し、実施方法について改めて検討する予定です。

次に、道路に設置してある減速帯の変更利用理由についてお答えします。議員のご質問にありましたとおり、箱石556番地1先の交差点の南北方向の2か所に、平成30年当時の小泉、箱石、下之宮の3区長からの合同要望を受け、自動車の車速を抑制するための凸状のハンプを設置いたしました。ハンプの構造や材質については、町が効果的なものを検討してほしいと依頼されたため、同交差点の北側に現在設置されているゴム製のハンプの設置を3区長に打診し、了承を得られました。また、ハンプの設置に伴い振動や騒音が懸念されるため、3区長へ依頼し、近隣住民の同意書を提出いただいております。同時に伊勢崎警察署へも設置について打診したところ、特に問題なしとの回答であったため、平成30年11月にゴム製ハンプを設置いたしました。

今年度、下水道工事に併せて、以前要望がありました交差点南の舗装補修工事を施工しました。ゴム製ハンプを再度の設置予定でしたが、周辺の住民よりハンプの衝撃音の苦情があることが分かりましたので、衝撃音を改善するため、国土交通省の技術基準に準じて、舗装でのハンプ形状を設置しました。なお、交差点北側も同様の施工を周辺3区長より要望いただいておりますので、周辺での水道工事が終わり次第、南側と同等のハンプを設置する予定でおります。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、順次第2回の質問を行います。

まず、提案制度ということなのですが、3件ということで大分少ないのですが、他の県内外でどんな感じで提案制度が行われているか、分かれば教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 月田議員からご質問いただきまして、県内の状況をちょっと調べてみましたところ、ちょっとホームページ上で確認できたものだけでしかないのですが、規定があったり、実施計画で実施しているようなところにつきましては、伊勢崎市、それから桐生市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、大きな市では前橋市、高崎市、太田市というのはちょっと

と見受けられなかったというところでしょうか。そのほか町村等については、大泉町でも実施しているということが分かりました。そのほかの町村等についてはちょっと見当たらなかったというところでもありますので、一定の市町村では行われているというふうに認識しております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、私なぜ今回この質問をしたかということなのですが、町の予算というのは、今年は別として110億円ぐらいです。その110億円をさらに増やすのはなかなか難しいです。厳しい取り立ても限度があるし。となると、110億円を効果的に使って、120億円、130億円と上げることが必要だと思うのです。そのためには、では何があるかといったときに私は思うのだけれども、まず町の職員の知恵と努力です。その知恵を引き出すために何が必要かというのが、この提案制度だと思ったのです。その実施状況を聞いたわけなのですが、残念ながらまだ始めたばかりで少ないということなのですが、私がネットで見たときに神奈川県かな、秦野市というのがあるのです。面積が大体玉村町の4倍、人口も4倍ぐらいです。ここに三、四十年で人口が2倍になったということで非常に似ているところなのですが、このところは昭和36年というから随分昔ですが、そのときから提案制度をやっているということで、トヨタ自動車もびっくりという感じかと思うのですけれども。

その中の提案の内容を見ますと、略地図だとか画像データなどの素材の共有化とか、職員ポータルサイトに庁内ウィキペディアをつくり、活用するとかなど難しいこともあるのですが、書類の西暦表示や簡易文書の電子決裁の導入とか、庁内の交差点にカーブミラーを設置だとか、そういったことが近年の提案に出ているわけです。そうすると、先ほどちょっと玉村町の提案制度を結構難しく感じたのですが、もっと簡単なことをどんどん出してもらえれば、私はもっと活性化できるのではないかなというふうに感じたわけなのですが、取りあえずこの秦野市は特徴とすれば、やはり提出期間というか、そういうのを1か月ぐらい設けてやっているということで、玉村町もやっているの、なぜ出ないのかなという感じがするのですが、少し気になったのは、この提案制度を誰に出すのだと聞いたら、総務課に出すというのです。総務課長に出すのです。総務課長が受付ですか、これは。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） お答えいたします。

一応規定上は、要綱の中で総務課長に掲出すると、電子メールに提案内容を簡潔に記載して、総務課長に提出するというふうに要綱上はなっております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 私これを聞いたときにびっくりしたのです。職員がいて、職員の上にちゃん

と課長というか、管理職がいるのですけれども、その管理職を通さないで総務課に出すということです。これは非常にまずいというか、うまくないなと思ったのです。なぜかという、職員がどういう考えを持っているかを課長が見て、それを総務課に出すのならば、課長も職員の考え方が分かるし、職員もやはり上司が見ていれば真剣に出すということなので、まずはこの出し方から少し直してほしいなという感じがしたのです。だから、まず課長さんが見て、評価は分かりませんが、見て、それを総務課に出すということになれば、やっぱりもっと提案制度は出ると思うのです。

決してそんな難しいことを要求しているはずではないのです。私いつも思うのですけれども、役場の南側駐車場から東に向かって帰ると、農協のところの十字路というか、がありますけれども、あそこにカーブミラーがあるのです。結構通りが多いのです、交通量が。カーブミラーが曇っていて、私は左側に行くので、あまり気にしないのだけれども、逆に右に行く人は非常に見にくく、北側の交通量を見て出るわけなのだけれども、危ないのではないかなと思うのですけれども、そんなのをちょっと役場に通っていただければ、すぐ感じるのだと思うのです。そういうのを書くことが、いい町につながるのではないかなと思っているので、その辺の提案制度はどんなものを想像して始めたのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、もともとの目的は職員の業務に関する研究心の向上ですとか事務事業の効率化、能率化を図るといふこととか、町政に対する職員の参加意識を高めて、町政の活性化、推進を図るといふのが大本の当初の目的だったのかなというふうには思います。ちょっと固いとは思いますが、月田議員おっしゃるとおり、なかなかちょっと敷居が高いような話で、本来でしたらもう少しふだんの仕事をする中で、自分が仕事をする上で疑問に思ったこととか、もっとこういうふうにしたら仕事が効率的にできるのではないかなとか、そういうことはたくさんあると思いますので、ただそれは現状この職員提案制度を使わなくても、それぞれの職員が日々創意工夫をしながら町民サービスの向上を図るといふことで一生懸命取り組んでいただいているということではあろうかなというふうには思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かにそのとおりだと思うのですが、紙に書いて文書に出して皆さんが共有するということが、ほかの部門のいい点があるので、そういったことで提案制度は積極的に進めてもらいたいなというふうに感じています。ぜひお願いいたします。

次に、災害時における情報伝達ということで、私が知っている以外に随分伝達方法があるなということが分かったのですが、今回なぜ私がこの質問をしたかということなのですが、10月の末に私のところに手紙が届きました。10月19日の発行の議会だよりです。91号の私の一般質問、正午の

サイレンの復活はどうなったかというのを見て書いてくれた手紙なのですけれども。吹鳴サイレンの設置についてということで書いてありました。その内容はどういうものかと申しますと、この方は正午のサイレンについてはそれほど必要性を感じません。しかし、あればよいと思っています。もっとも今日は議会事務局からお弁当をもらって、うちで食べ始めたのですが、蓋を開けたらポーという音が聞こえてきて、やっぱりあったほうがいいかなと私は思いました。続いて書いてあったのが、私が強く感じているのは、災害時の広報手段です。広報車ではほとんど聞こえません。FMななみも私の場所ではほとんど聞こえない。そこで、災害時の緊急放送、そして時報の放送用として、消防署1か所だけでなく、各消防団、水防センターを含むの施設等に放送設備を設置したらどうかという話だったのです。必要なら音量も小さくなり、地域の実情に合った放送ができるのではないかと。緊急放送を受信するラジオを各家庭に配布する方法も検討したらどうかという、こんな内容の手紙だったのです。

私も中身を読んでいて、そのとおりでと思って、今回の質問に取り上げたわけなのですが、以前4年くらい前ですか、先輩議員が同報系とか移動系とか、そういう緊急放送の質問をしていたことがあるのですけれども、いわゆる同報系、町の何か所かにスピーカーを置いて放送するという話だったと思うのですが、あの辺の検討というか、どうなっているのかなというのをちょっと聞きたいのです。前橋市のほうは各家庭のほうにラジオを配布しているという話も聞いていたので、その辺の可能性についてはどのように考えますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

まず、同報系無線の動向でございますけれども、近隣ですと前橋市、高崎市、伊勢崎市に同報系のスピーカーを使った放送、旧町村部が主な設置となっていますけれども、そういったものがございませぬ。ただ、こちら同報系の全国的な傾向としましては、同報系無線がどうしてもまず聞き取りづらいというお話が一つありまして、何を言っているか、ゆっくりでもよく分かりづらいという問題点があるというふうに聞いております。また、災害時においては、広報車を使う周知のほうを町でやっているわけですけれども、それについても雨が強く風が強いときに窓等を閉め切りの場合にはほとんど聞こえないということで、そういったことも同報系にも同じように問題点としてあるように聞いております。ということで、同報系自体は若干衰退気味、廃止を考えているというところも実際はあるように聞いております。

防災ラジオにつきましては、前橋市のほうで配布を当初してまして、今は販売という感じ、1台5,000円で販売しているということであります。当初は、多分情報弱者の方に優先的に配って、その後、必要な方は5,000円で安価で販売するという、そういった制度に切り替わっているのですけれども、こちら全国的に見れば、やっているところも複数箇所あるということは承知しております。

今後そういった情報弱者の方、主に情報弱者の方です。町長の答弁もありましたとおり、そういった方をどのように災害時の情報を流すかというところに関しましては、今現在考えているのが電話機、固定電話も含めて一斉放送をして、最近よくあるアンケートの調査などが皆様の家庭にも行っていると思うのですけれども、例えば答えに関して1を押してくださいとか、2を押してくださいとか、そういった形で避難をする場所がありますかとか、例えば自宅のほうにそのままとどまりますかとかということをまず登録していただいた方に一斉に流して、安否確認も同時にできるという、そういうシステムが開発されておりますので、今研究中でありますので、次年度の予算要求にのせたいなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 話は分かりました。

ちょっと気になるのは、いろんな情報伝達手段があるということで、それは幾つも用意することなのですが、逆に使うほうからすると、いっぱいあり過ぎて、何を使っていいか分からないということも出ると思うのです。去年の台風のときには、上陽のほうの人は前橋市のほうから情報が入って、携帯に入ってきたのですかね。高崎市の近くの方は高崎市のほうから情報が入ってきて、何を信用していいか分からないという話を聞いたので、その辺のいろいろな情報手段を用意することは大切なだけけれども、それを住民がどうに使うのかなという、そういう使いやすさというか、人によっていろいろあると思うのですけれども、その辺のこういう場合にはこういうふうに使ってよとか、整理をしてもらいたいと思うのですが、そういった整理はできるのですか。というより、してほしいのですが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今月田議員の言われたのは、大手の通信キャリア、ドコモ、au、ソフトバンク、あとはそちらの電波を使っている会社さんの緊急エリアメールというものなわけですが、そちらにつきましては確かに前橋市のほうに近い地域の方は、前橋市の緊急メールみたいなものも入ってしまうということで、若干そちらはいろいろな面で混乱を招いたというのは承知はしております。確かにいろいろな情報ツールを使って、情報がそちら全部まちまちとなりますと、それは混乱を招くことにもなるということも承知はしているのですけれども、やはりこちらはその仕組み上、なかなか玉村町の方だけというのが難しいようではございます。

あとは、先ほどの私が申し上げました登録制の固定電話、こちら固定電話だけではなくて、携帯電話にもそういった情報が流せるシステムが今どんどん全国的には導入されておりますので、そちらを使う。また、今あるメルたま、こちらがなかなか加入者の方が、登録者の方、増えていかないということもあるのですけれども、今現在スマホの普及率というのも7割を超えているということもありま

すので、使い方が分からないような方、特に高齢者の方とかに関しましては、今年度そういった災害訓練とかができないのですけれども、こちらはコロナ収束の後にはそういった登録制メール、メルたまの加入についての方法ですとかをそういった訓練のときにお話するとか、そういったことで普及率を図りながら、全ての住民の方に災害情報が伝達できるようにしていきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、第3の質問に移ります。

フォトコンテスト隔年実施ということなのですが、隔年にした理由というのが幾つかあったのです。私が聞いていたのは、ある意味ではいつも同じ写真が出ると、あとはレベルももう少し上げたいということで、1年余裕を持って実施するという話だったのですが、私は写真を4回見ましたけれども、レベルも決して低くない。非常に町の自然だとかお祭りとか行事が載っていますし、春先の早い写真がないという話がありましたけれども、4月ぐらいとか。4月の桜の写真もあるし、こいのぼりもあるし、田植もありまして、年間の写真もきちっと載ってまして、あえて隔年にする必要はないなどという感じがしたのです。これだけ定着していて、300件ぐらい応募があるそうなのですが、ならば今までどおり続けてもらったほうがいいのかという感じがしていたのです。その辺は、審査委員会なんかでも話が出たのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

このフォトコンテストの実施に当たりましては実行委員会を組織しておりまして、そちらのほうで詳細を決定させていただいております。また、実行委員会とは別に写真の審査する方々がまた別途にいるのですが、コンテストの実施内容につきましてはその実行委員会で検討をさせていただいております。

今回隔年実施ということになりましたのは、今まで続けてまいりまして、やはりどうしても写真の種類に偏りがありまして、具体的には花火大会の花火、それから春の3大祭りの写真、この辺が非常に多いというようなことがありました。そこで、第3回からなのですが、玉村町の新たな魅力を発見するというようなテーマで、そういった玉村町で昔から知られている、そういう情景等でなく、気づいてほしいというのですか、新たな魅力を発見するという意味で、そういったテーマを設けて実施をしたわけなのですが、若干新しい写真も増えたと思うのですが、やはりほとんどが花火やお祭りの写真、あとふるさと祭り、この辺なんかも多かったということがありました。

そこで、前の町長、当時の町長が、このまま同じように続けてもどうなのだろうかというような問題提起がございまして、その辺を実行委員会の皆さんに投げかけ、検討をいただいたわけでございます。その中で皆さんからいろいろご意見をいただきましたのが今回の実行方法ということで、周

知期間をしっかりと取る。写真の撮影期間を1年取る。そういったもののご意見をいただきまして、それです第5回をやってみて、また変化が現れるかどうか。また全く同じようなのであれば隔年ということになってしまうかなと思うのですが、また変化が見られて、やっぱりこうにしてみれば、今までどおりとは違う新しいものが出てくるのだねというのがあれば、また検討の可能性もあると思うのですが、まずは隔年ということをやってみて、様子を見て、検証をしていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 隔年というと、来年の春はやらない。募集はしないですね。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） この後実行委員会を開きまして、来年4月1日から3月31日までの期間1年間で撮影する期間を設けたいと思います。それなので、来年1月、2月になりましたら要綱をつくって、チラシにしたり、ホームページなどにして周知を図りたいと思います。4月からその次ぐ年の3月31日まで撮影をしていただいて、4月1日以降に応募していただいて、審査をして、順調にいけば6月ぐらいに表彰というような形になるかと思っておりますので、表彰は来年ではなく、再来年の6月というような形になるかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 実は、私が心配しているのは、隔年に、1年置きですね。これは、1年置きにするとだんだんなくなってしまうのではないかという気がするのです。NHKの「紅白歌合戦」も毎年やっているし、「のど自慢」も毎週やっている。だから、マンネリ、マンネリと言われながらも、市民権を得てみんな期待してやっているということなので、これは非常に不安を感じるころなのです。毎年やることに意義があると私は思うのです。

今日の上毛新聞を見ていると、しぶかわいかほフォトコンテスト、作品募集期間を延長ということで、ちょっと長めに来年の2月28日まで延長するという事です。今度考えているのが、新たに人物を主な被写体としたポートレート部門と、食事中など様々なシチュエーションを捉えた日常部門を設け、これまでの風景部門と合わせ3部門で募るということなのです。これも毎年やっているのです。私ほかにもあるのかなと思って聞いたら、昭和村も10年間続けてやっていたということでした。来年からはやめる。なぜやめるかといったら、最初から10年やろうと思っていたので、中止するという話だったのだけれども、子供なんかからはまた続けてほしいという話が出ているという話でした。

4回やって、ちょっと隔年というのは早過ぎるのではないかと。私も思うのですけれども、フォトコンテストというと、皆さん一眼レフで撮るのだけれども、スマホでいいのが撮れるようになりまし

たので、スマホ部門とか、そういうのを設ければ、もっと身近なシャッターチャンスがいいものが撮れると思うのです。だから、そういった感じで、もう一度これが隔年実施が特に悪いとか、そういうのではなくて、もう一度本当にこれを毎年できないかと検討してもらいたいと思うのです。予算的にはわずか四、五十万円です、景品代として。それで、私なんか議会広報の研修へ行くと、住民を登場させるとよく言われるのです。だから、議会だよりはいっぱい住民の人が入ってくるのだけれども、町の広報はあまりない。その中で唯一というのではないのだけれども、やっぱり一般の人が撮った写真が紙面に載るということは非常に素晴らしいことだと思うので、やっぱり四、五十万円の投資と比べて非常に投資効果が高いなど、私はこれはもったいないと思うのです。その辺、もう一度再度そういうのを検討できないかどうか、町長どうなのですか、その辺は。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 隔年実施はともかく、1年、1年は早いです。例えば1年は1月から12月までいろんなものを撮って、年度でもいいです。4月1日から3月31日までいろんなものを撮って、それでまた評価というのは翌年の4月でも5月でもいいではないですか。それで、また4月から3月までずっと撮り続ける。それで、被写体が変わらない。確かに目ぼしいところに行ってしまう。だけれども、よく見ると違うのです。だから、芸術というのはそういうところで。撮りたい人というのは、やっぱり隔年だと意気込みが変わってしまうのではないかなという気もします。それから、魅力づくりというところで町も歩み出そうとしている中で、いろんな人にこの町をさらけ出して撮ってもらうというのは、まんざら悪い話では実はないと思っはいます。だから、検討してもらって、どういった形になるか。対応してもらえばいいではないですか。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 分かりました。先ほど町長からも同じような写真でも変わっていると言いましたけれども、確かに花火も毎年入選しているのだけれども、第一花火自体が進化していますね、見ているとよくなっている。だから、花火でも年によって毎年、毎年写真が違う。よく出てくるのが墨つけ祭り。よく出ています。でも、出てくる人は同じ人はいないよ、誰も。墨をつけられた人は。そうすると、やはり新しい写真なのですね、町民が見れば。そういった面で、もう一度よくお話をさせていただきたいと思うのですけれども。お願いいたします。

次に、減速帯の件です。これは、今回答があったのだけれども、実際私が走ってみて、前の減速帯は4列あったのです。交差する道路のこちら側に2列、こっち側に2列、距離がそこから出口までないので。そこに4つあると。車で走るとタイヤが2本ありますから、8回音がする。ドンドンと。最初はすごくクレームがたまして、すぐ外せと。経済的に問題だと言ったけれども、私は下之宮の田舎道で経済的に問題とは思わないので、つい笑ってしまったのですけれども、そのくらいということ

でゆっくり走ったのです。非常に危険な場所なので、よかったなと思っていたわけ。そうしたら、ある日外されてしまったと。今度走って見たら、今国土交通省の基準が何だとか都市建設課長が言っていましたけれども、誰が考えたのだから知らないけれども、全くこれを感じない。さあっと行ってしまいうのです。だから、南側はもう何でもなし。北側は段差が残っていますので、スピードは遅くすることはできるのだけれども、今の話を聞いていると、先ほどの話を聞いていますと、今度は北側も直すという話です。そうすると、何のために減速帯をつけたかというのが分からなくなってしまう。

要するに減速帯の意味というのは安全ですね、安全。減速帯の音を低くしたのは安眠。安全か安眠、どちらを取るか、非常に悩ましい問題が出ていますよ、実際。今聞いたら本当に安心はいいよと、安眠だけだということなので。これは本当にこれでいいのかなということ非常に疑問を感じたわけなのですけれども。いわゆる減速帯というのは、つけるときにどのくらい検討したのですか。これをつけるのとどのくらい音が出るとか、そういうのを検討してやっているのか。その辺の知恵の働き方が少なかったのではないかと不安を持っているので、どうですか、都市建設課長。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

ハンプという凹凸のものなのですが、積極的にどんどん造っていくというものではないと考えています。設置される時は歩行者、自転車の事故が多い箇所とか、速度があまりにも高いとか、交通量が多いとか、その他地域に応じて必要と判断されるときということでもありますので、今まで玉村町にはそういった設置した事例はなかったのですが、先ほど答弁にもありましたように、平成30年です。区長さんの要望、3名の連名で要望をいただいて、その減速をどうにかならないかということで、このゴム製のハンプのときは環境安全課のほうで造った経緯があります。

その後、同時に区長さんの要望として、グリーンベルトがあるのですが、そのところが子供が歩くところがすごい水たまりになってしまっているのです。その舗装工事の改善をということでうちの課のほうで預かっていました。今回それを実行できなかったのですが、下水の工事が入りまして、一応切りがついたということで、今回交差点から南の部分を舗装の補修工事ということで打ち替えをしました。答弁にもあったように、近所の人の苦情というのがかなりあることが分かりましたので、それよりも優しい舗装による基準に合ったハンプというのを設置させていただきました。そうしますと、今度令和2年9月、2か月ほど前ですが、また3名の区長さんからの連名で、ぜひ北側についても同じような舗装タイプのものを設置してほしいというふうな要望を受けておりますので、北側についてはこの後水道工事を予定しているようですので、その工事が終わった後に同様の舗装によるハンプを設置、復旧という形ですが、設置していきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 今の区長さんのほうから要望が出たということなのですが、私のほうは当時の区長さんのほうから連絡が来ました。せっかく安全にしたのを何で取ってしまうのだということで、私はそういう意見で聞いているのです。実際走ってみて、新しくなったものは本当に何にも感じない。どういう基準だか、私はそれは国土交通省が決めたのだから、何とも言えないのだけれども。非常に不安を感じるころなのです。

ゴムのハンプというの、あのハンプというのは山梨県の会社が造っているのです。幾つか仕様があるのです。短いと広いのと。多少衝撃が小さいものもあるのですけれども、それにしても今新しくアスファルトで造ったものに関して言えば、山梨県の造った緩いものよりも、さらにずっと緩いような感じがしているので、その辺はどういうふうに判断しているのかなというのが私は分からないし、また質問されても困るかなと思うのですけれども、取りあえず課長さんはあそこを通ったことがあるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） こちらの工事、完成したときに工事の完成検査に立ち会っておりますので、その後に通ってみました。確かに柔らかい感じはします。強い衝撃を受けるものではないと感じました。ですけれども、このハンプはあまりにも例えば基準以上に高くして車を減速させるという強制的にやろうとすると、逆に今度は自転車やバイク、そういったものの転倒とか、そういったものもあります。ですので、車には極力速度を下げてもらう。自転車、バイクももし見落としても転倒することがないように柔らかさということで、あとは視覚でもペイント、赤色のペイントを塗って、目でも見えるというふうなことで注意を促すという程度のもので、両立させるためにそういった柔らかいものということの中間的なものになっているという考えです。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） それで、私は感じたのですが、スピードを落とさないのが悪いのです。私みたいにゆっくり走れば音は出ないし、スピードは遅くなって安全にもなるのだけれども、中にはそうにやらない人もいるということなのですが、やはりそういった標示というか、騒音が大きいので、スピードを落としてとか、そういうのを書いてもよかったのではないかなと。あそこを通る人は、ほとんど下之宮とか特定の人が、新しい人は走らないのです。いつも走っている人が走るのです。だから、そういうものを掲示板を貼れば、やっぱりそれなりに見てくれるとは思いますが、そういうものももう少し検討してほしいなど。いずれにしろ、北側にも同じものを造られたのでは困ることなのではと思いますけれども。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

通学路でかなりの子供が通るところですので、いろんな対策は考えられると思います。看板とか、そこにはグリーンベルトもあるのでありますが、そういったことで効果が薄かったのも、そういった要望も出てきたところもあると思いますので、設置した状況を見ながら、足らなければまた追加で安全対策をやっていくというふうなことでいければと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

[4番 月田 均君発言]

◇4番（月田 均君） 分かりました。

では、これで一般質問を終わります。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

午後3時37分散会